

# 第 22 回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第 1 日)

平成 20 年 6 月 10 日 (火曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ ゑ
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	10番	高 木 照 雄		
		※午後4時30分から5時まで不在		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一良	事務副局長	谷村 忠則
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 総 務 課 長	坪 内 頼 男
			消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠 席 者 ( 1 名 )	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正		
遅 刻 者 ( 名 )				
早 退 者 ( 名 )				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告
- 日程第 4. 発議第 4 号 佐用町議会特別委員会の設置及び委員定数（案）・特別委員会委員の選出（案）について
- 日程第 5. 報告第 1 号 平成 19 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6. 日程第 7 ないし日程第 18 について
- 日程第 7. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町一般会計補正予算 第 6 号 専決第 2 号）
- 日程第 8. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 5 号 専決第 3 号）
- 日程第 9. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算 第 4 号 専決第 4 号）
- 日程第 10. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 5 号）
- 日程第 11. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第 2 号 専決第 6 号）
- 日程第 12. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 7 号）
- 日程第 13. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 8 号）
- 日程第 14. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 3 号 専決第 9 号）
- 日程第 15. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 4 号 専決第 10 号）
- 日程第 16. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 3 号 専決第 11 号）
- 日程第 17. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算 第 3 号 専決第 12 号）
- 日程第 18. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 1 号 専決第 13 号）
- 日程第 19. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例 専決第 14 号）
- 日程第 20. 議案第 55 号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について
- 日程第 21. 議案第 56 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 22. 議案第 57 号 物品購入契約の締結について
- 日程第 23. 議案第 58 号 物品購入契約の締結について
- 日程第 24. 議案第 59 号 業務委託契約の締結について
- 日程第 25. 日程第 26 ないし日程第 29 について
- 日程第 26. 議案第 60 号 佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第 27. 議案第 61 号 佐用町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第 28. 議案第 62 号 佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 29. 議案第 63 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の

- 一部を改正する条例について
- 日程第 30. 議案第 64 号 佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31. 議案第 65 号 佐用町南光生きがいドーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第 32. 日程第 33 ないし日程第 34 について
- 日程第 33. 議案第 66 号 佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34. 議案第 67 号 ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 35. 日程第 36 ないし日程第 37 について
- 日程第 36. 議案第 68 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 37. 議案第 69 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 38. 日程第 39 ないし日程第 40 について
- 日程第 39. 議案第 70 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 40. 議案第 71 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 41. 議案第 72 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 42. 請願第 3 号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件
- 日程第 43. 請願第 4 号 ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願
- 日程第 44. 請願第 5 号 後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願
- 日程第 45. 委員会付託について

---

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 22 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、何かと大変多忙な中を早朝よりお揃いでご参集賜り、大変ご苦労さんでございます。

また、町長をはじめ、職員の皆さん方におかれましても、何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、今期定例会に付議されている案件は、議員発議案件が 1 件、報告案件が 1 件、専決処分が 13 件、工事・物品等契約の締結に関する案件が 4 件、条例に関する案件が 11 件、平成 20 年度各会計の歳入歳出補正予算の案件が 2 件、請願の案件が 3 件提出されております。

何卒、議員各位におかれましては、ご精励を賜り、これらの諸案件につき慎重なるご審議を賜り適切妥当なる結論が得られますよう、お願いを申し上げます開会のあいさつといたします。

なお本日、勝山教育長の方から欠席届けが出ております。

〔ここに出ておられる〕と呼ぶ〕

〔教育長「推進課長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 岡本推進課長の方から、ごめんなさい、すいません。こっちに、こ  
こ見たものですから、申し訳ない。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） 改めておはようございます。

今日は、ちょっと晴れ間がのぞいておりますけれども、また明日から雨という予報も出  
ております。まあ、梅雨に入りまして、非常にうっとうしい天気、これから続くわけ  
ですけれども、6月定例議会ということで、ひとつよろしく願い申し上げます。

まあ、本議会には20年度に入りましての当初の議会でございますけれども、19年度の  
最終、専決、各専決予算のご承認をいただきたいと思っております。

また、工事請負契約また物品の購入契約、また各条例、それからまあ、まだ当初ですけ  
れども、若干の補正予算を提案をさせていただいておりますので、それぞれ慎重にご審議  
いただきまして、妥当な結論に導いていただきますように、どうぞよろしく願いを申し  
上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたしま  
す。

議長（西岡 正君） ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第22回定例会佐用町議  
会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町  
長、副町長、教育長、天文公園長、各課長、各支所長、消防長であります。

なお、本日は、傍聴者はありませんね。

それでは、これより、ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。  
14番、矢内作夫君。15番、石黒永剛君。以上の両君をお願いいたします。

---

#### 日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日6月10日より6月25日までの16日間とした  
いと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期を本日より6月  
25日までの16日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3．行政報告

議長（西岡 正君） 続いて、日程第3に入ります。

これより町長の行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、佐用保育園子育て支援センターの建設についてでございます。

昨年度より準備を進めてきております佐用保育園の改築及び子育て支援センターの建設について計画の進捗状況についての報告をさせていただきます。

この事業につきましては、本年度の予算において20年度及び21年度の債務負担行為による事業として総額約7億6,000万円を議決いただいております。

計画の進捗状況におきましては、本年1月に指名委員会において県内の中堅以上の建築設計業者の中から10社を選定し、簡易プロポーザル方式による提案書を提出していただくことといたしました。この内、2月19日の締切日までの2社の辞退があり、計8社の提案について庁舎内において2月21日と28日の2日間にわたって、第1次審査会を開催。3月7日に設計業者のヒアリングを含む第2次審査を行い、最終候補として3社を選定し、3月31日に最終選考を行い、姫路市の株式会社小野設計に決定をいたしております。

この内容につきましては、厚生常任委員会で報告をさせていただいておりますが、4月18日付文書で議長にも報告をさせていただいております。

また、用地買収におきましても、昨年度測量業務を終了させ、所有者でございます株式会社グローリーと協議を重ねてまいっておりますが、4月14日姫路市のグローリー本社において概ねの合意をいただき、約9,200平方メートルの用地を買収することとして、現在、公共用地取得のための手続きを行っております。今後、8月には、仮契約を行い、9月開会の議会で議決をお願いする予定でございます。

合わせて心配をしておりました埋蔵文化財調査におきましても、西側一部に遺跡等が確認されたものの、全体調査の必要性がなくなりましたので、秋までには調査が終了する予定となっております。

また、施設の内容につきましては、現在、担当課、保育所、生涯学習課、教育委員会などとともに、子育て学習センター関係者や利用者を含めた検討委員会を組織し、検討をさせていただいております。今後の大まかな予定でございますが、7月中に基本設計をまとめ9月末を目途に実施設計を行い、秋には入札を行って工事発注をし、年内着工、完成は、来年秋を目指すことといたしております。

次に、今、全国的に問題視されております血糖値測定にかかる採血穿刺器具の使い回しにつきまして、ご報告を申し上げます。

本件につきまして、過日5月29日、使い回しの実態に関する県の緊急調査が行われ、本町では、平成8年度から平成13年度まで糖尿病教室等において採血器具を使用しており、その間の延べ人数は約151人、実人数は約41人で、その旨を県へ報告をいたしております。平成14年度以降は、糖尿病予防教室等は、個別健康教育として実施し、評価のための血液検査は、町内の医療機関へ委託しており、今後は、県の指導等により適切な処置を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

最後に、平成20年度の夏のエコスタイルについてのご報告を申し上げます。

兵庫県においては、例年のとおり省エネルギーの一層の促進を通じて地球温暖化を防止し、環境と共生するビジネス文化の定着を図るため、夏のエコスタイルが実施されております。町におきましても、庁舎等の適正冷暖房温度による省エネルギーの推進や執務及び

会議等におけるノー上着、ノーネクタイの軽装を6月1日から9月30日までの間取り組む、間を取り組みを行います。既に、今議会においても、エコスタイルでという申し合わせをしていただいておりますけれども、議員各位におかれましてもご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は、終わりました。

---

日程第4．発議第4号 佐用町議会議員定数適正化調査特別委員会の設置及び委員定数（案）・特別委員会委員の選出（案）について

議長（西岡 正君） 日程第4に入ります。なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付いたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第4、発議第4号、佐用町議会議員定数適正化調査特別委員会の設置及び委員定数（案）・特別委員会委員の選出（案）についてを議題といたします。

発議に対する説明を求めます。14番、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） それでは、お配りをいたしております出書を朗読をいたしまして説明。

議長（西岡 正君） 矢内さん、前へお願いします。

14番（矢内作夫君） ああ、前へ。

〔14番 矢内作夫君 登壇〕

14番（矢内作夫君） おはようございます。それでは、発議4号、配っていただいております出書に基づいて本文を朗読して説明に変えたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

佐用町議会議員定数適正化に関する調査特別委員会の設置について、本日、ここに提案する「佐用町議会議員定数適正化調査特別委員会の設置」は、地方分権社会に向けて、議会の存在感が重要視され、議員の責任が格段に重くなる中、町民の代表機関としての議会の機能強化が不可欠であります。議会の自主性を確保し、議会の組織・構成の根幹となる議員定数は、議会の重要な要素であります。本町議会においては、合併時、在任特例により議員定数を54人に定め、平成18年4月執行の町議会議員選挙は、議員定数を32人減の22人に改めております。また平成19年3月の第12回議会定例会で、更に2人減の20人を、次回の一般選挙後適用することといたしております。

県単独市町並びに合併市町にあっても、より効率的な財政運営、健全化のために、行財政改革による安定した財政運営が求められております。

佐用町においても、経常経費を削減し、積極的な行財政改革を図ることが急務であり、財政基盤の強化を推進しなければなりません。

町民から信頼される議会運営ため、議会改革の一環として、特に町民の関心が高い議員定数の適正化を議員全員で論じ、町民ニーズの把握や行政運営が複雑多岐化する中で、議会活動の機能強化並びに活性化を基本として考えるため、本調査特別委員会を設置するものであります。

第1に調査事項ですが、議会議員定数に関する事項。議会活動の機能強化並びに活性化に関する事項。

2番目に、特別委員会の設置。地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により21人全員で構成する。

第3に調査期間ですが、佐用町議会議員定数適正化調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中も、なお調査を行なうことができる。ということで、できたら、こういった特別委員会を設置していただき、本当に、あの、住民の関心の高い部分について、しっかりと回答ができるような形にしたいというふうに思っておりますので、その趣旨を十分ご理解いただきまして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議長（西岡 正君） 発議に対する説明は終わりました。本発議について、本日即決いたします。

これより発議に対する質疑に入りますが。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） では、2、3質問させていただきます。

提案説明ありましたように、議員定数問題というのは、確かに議会制民主主義の根幹でありますし、そういった点からしましてね、議員全員で、それも町民に公開された場であらゆる角度から十分議論して審議すると。この姿勢は当然だというふうに思いますし、そういった議論をなされなければならない。かように考えるものであります。

そこで、私、非常に疑問に思うのは、まあ1点目としまして、矢内提案者にしても、それから石黒、井上、大下、各賛成者にしましてね、去年の3月議会で、この定数2削減の時に、私達が十分議論すべきだという提案をさしていただいたけれども、もう議論もせずに定数2の削減をされたと、結果としてそうになりました。そこで伺いたいんですけども、今回の提案説明からしましてね、去年3月議会の、あのやり方というのは、これは誤りではないか。間違っているんじゃないかというふうに今回の説明を聞けば思うわけですけれども、あの審議抜きで定数2削減、議員定数、根本をなすこの問題ね。町民が非常に関心が高い問題、議員全員で論じなければならない。この事からしましてね、去年3月議会のあれは、やはり、この趣旨からしたら誤っているというふうに思っておられるのかどうかね。その真意を、ちょっと聞いておきたいのですが。

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） おっしゃるように、その反省の意味も込めての提案であります。



[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君、あっ失礼、ごめん。鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっと、まあ、誤りだという事で提案者が認められたというふう  
に確認しました。

それで、確認したいのは、もう 1 件踏み込んでね、なぜ、そのこの様に議論を広くすべ  
きだという考えを持っておられる人が、あの時間違ったかとう点ではね、やっぱり、直接  
動機となったのが、今回、何か三枝勲さんという方も、何か意見書出しておられますけれ  
ども、議員歳費の引き上げというのが、条件にあったから、あの審議抜きの評価がされた  
というふうに考えるのが妥当だというふうに思うわけですけれども、その点の確認はいか  
がでしょうか。

[矢内君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） あの状況からいたしまして、そういうふうに町民から思われたいう  
ことは、反省すべきだろうというふうには思っております。

21 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） いいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

[山本君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） あの、これ見さしてもらおうと三枝さんのも今日でて、ああそうかと  
いう部分もあって、リンクしているんかどうかは、ちょっと分からないんですけれども、  
多分してないんだろうとは思うんですけれども、これに見せていただくと、財政改革を  
図ることが急務であるとなってますけれども、矢内さんに聞きますけれども、自治体健全化法  
で、佐用町における 18 年度の実質公債費というのはいくらなんですかね。

議長（西岡 正君） はい。

14 番（矢内作夫君） 実質公債費なんぼだったっけ、ちょっと、今、調べてみます。今、  
はい。

[山本君 挙手]

議長（西岡 正君） 山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） そしたら、19 年度見込みは。

14 番（矢内作夫君） それも含めてです。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

11 番（山本幹雄君） ああ、あの、まあ、そうなんだけど、その何言うんですかね、そしたら、佐用町だけじゃなくして、早期健全化基準いうのがありますけど、これはご存知ですか。

議長（西岡 正君） はい。

14 番（矢内作夫君） そういった専門的なこともあるかもしれませんが、そうじゃなしに、純粹にね、これから、本当にまあ、今、いつも言うんですが、今回、123 億も 7 億の予算が、本当にこれ、10 年も 15 年も続けて佐用町できるかと言われたら、絶対これできんわけです。そういった中で、どうしたら、そういうふうな形で町民にも理解がいくような、議会であり行政であるかということを考えて時に、何かこうできることをしていかなければいけないということと、それについて、しっかりと皆さんで議論していかなければいけないんじゃないかというような事が、元で出させていただいた話でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） あの、僕、なぜこんな事言うと、これ難しい数字じゃないんですね。これ町長、この数字について答えてますよね。町長。何ぼ言うて示したんです。これが何かということ、当然知られてますよね。これが何か。何のためにあるか。知ってますよね。

議長（西岡 正君） はい。今、質問続いてありますか。そのまま。答弁ですか。

11 番（山本幹雄君） ほな、質問、続けてします。

これは、ようある議員が言われるように、北海道の夕張市がああなつたと。ほな、あの時に当然、本来だったら、それまでは、その町が、また県が万歳しないと、万歳じゃなかったわけですよ。何ぼ借金しようが、万歳じゃないと言うてしまえば、できた。でも、そうじゃないと。そこで財政がどれだけ、きっちと健全なものであるかという指数を示そうと。で、この指数を町長ははっきり言うて、あの専門的でも何でも無い、示しとんです。

それで、これね、僕言よるように、地方議会人の昨年何月頃だった、6 月か 7 月頃だったと、詳しく載ってますは、これについて書いてます。うん。

ほんで、ちなみに言いますとね、これははっきり言うて健全化法、ねっ、実質公債 25。佐用町 16.1 か、で、19 年度に見込みで 15.9 と 0.9 ポイント改善される言うとんです。町長。それで、何が言いたいかいうことは、これは 22 人の議員定数においても、これは非常に

優良やということを町長、あの時自ら言われてます。問題ない。で、僕、ここ見た時、財政的なことを考えて急務である。積極的な財政改革を図ることは急務である。そうかそうか、そうや。じゃあ、佐用町の支出、指針何ぼや数字は、そりゃごつつうええがな言うんだったら、これ言うとうことが、全然あれやし、話が違う。ねっ。だから、財政的に厳しいんだったら、これがこうやから、こういう数字やいうのを示してもらえりゃ、そうやなと思うんです。これ何も難しい専門的なものでも何でもなし。さっきも言うたように、町長も言うたし、多分、財政課長も言うた。これ、去年の10月だったかな、僕一般質問しようと思うたんやけど、結局できなんだんやけどね。おらなんだいうことで。だから、難しい話でも何でもなし、これは全国の町村団体で全部、団体でそうせいということになったんやから、そういう事も、ねっ、財政がええか悪いか、ねっ、それで、ちなみに、はっきり言うて、実質赤字比率は、連結赤字比率は言うたら町長は、あん時どう言われました。

議長（西岡 正君）                    ちょっと、まあ、町長に答えさせる質問は、別にありませんので。

11 番（山本幹雄君）                実質赤字比率は何パーセントか。

14 番（矢内作夫君）                僕ですか。

11 番（山本幹雄君）                いや、町長や、町長でええんや。あかんのか、こっちに聞かなあかん。ごめんごめん、間違えました。

まあ、こっちへ聞いてもええんじゃけど、結局何が言いたいかいうたら、赤字ないから0や言うたんでは。

〔町長 挙手〕

11 番（山本幹雄君）                当然、町長いいです。いいです。いえいえ、いえいえ、ええ、ええ。ごめん、ごめん、間違えた。ごめん、いい、いい。

あのね、だから、僕が言いたいのはね、僕が、議員定数いうのは、常に考えなあかんと思うんですよ。それが20でええのかどうなのかという考え方が、その基本はどこにあるんか。考える根拠はどこにあるんか、それが分からずにね、財政が厳しいんや。どこの家でも、うちの赤字なんや言うて、なんぼ赤字なんや言うて、ごつつうもうけとって赤字でも何でもなし。なら、それによつての使い道は変わってくる。ただ、闇雲に、こういうこと言われたんでは、ちょっと何か話が違うなと思うんですけど。ねっ、財政指数そのものが曖昧で、財政が厳しいから削減せなあかん。いやいや、削減やのうて適正化図らなあかん。これ、まあ、その三枝さんの文章とリンクしとんだったら、削減いうことなのかなということなんで、削減は、削減でいいんですよ。だけど、削減するんならするでええし、増やすんなら増やすでもいいけども、提案する以上、それなりの数字なり根拠なり何かを出してもらいたいなど。これ一発目の質問から答えられません言うようだったら、次何質問するんや。質問の仕様がなし。一番肝心なことに対して答弁できんようなことで、質問のしようがない。これ何審議するんですかという気がします。

議長（西岡 正君）                    はい、お答えください。

14 番（矢内作夫君）                ですから、今ね、山本議員が言われた、そういう事も含めて、けど

も、町民は、そういうふうには、多分思っておられないというふうに思います。かなり厳しいというふうに思っておられると思います。ですから、そういう事も含めてね、僕も何も削減ありきで出しておるわけではありません。ですから、そういう事も含めて、しっかりと議論していただきたいという意味で出させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちよっと、3回終わりましたんで。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） あの、この一昨年3月に、私の方から2名の削減に必要な条例改正の提案をさせていただいて、賛成多数で可決していただいたという経緯があります。

で、その前を思いますと、当時17名の者が一昨年9月頃から町民の声、周辺の状況等をも考えながら、どのぐらいがいいのだろうかという協議を度々重ねました。その結果、次期の選挙は2名の減で臨もうということになったと思います。で、それについて、それぞれの皆さんの意思確認をするために署名をしていただき、そしてそれに判を押していただいて、それを受けて、私は提案したつもりなんです。

ところが、今、矢内議員が言われておった様に間違えておったということを言われれば、皆さん方、私に間違えたものを提案をさせたということになりますと、本当に当時提案した者にとっては、非常に立場がなくなるんです。正直言うて、今、聞きよったらね。これは皆さん17名の方が、これで間違えない。同じ意味で次の選挙に臨もうということを受けて、私は、壇上に上がって提案説明したんです。共産党の方も質疑がありました。ありましたけども、反対の意見もありましたけども、17名多数で賛成多数で可決したということがありますのでね、私は、そういうふう間違えておったと言われますと、一体あの時の議決は何だったんだろうなという気が、今、聞きながらしとんです。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） あのね、私別に間違えておったとは言いません。まあ、反省をするべきところがあったというふうに言っただけです。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） それでね、私も、今の定数はね、別やとは思ってません。ただ、この新佐用町の、この広い300キロ平米の中をどういう形で議員が網羅するかということにな

れば、1つ1つ階段を上がっていかんだら、もう、そのどう言うたらええんか。その、もうこれ選挙まだしてないしね、まだ、この2名減らした形で。だから、私は、この委員会を設けるんは、次の選挙で新しく出て、20名の方が出てきた中でどうだろうかということの方が、この筋の話としては、受け入れられることではないかとは思うんですけども、矢内議員、その辺はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 勿論、そういう考え方もありますが、まあ、現況の、ここに三枝さんののが、たまたま出てきたようですが、こういう事も含めて、やっぱり町民の中には、私らも、いろいろな人から聞く時に、そういう事も聞く事は確かです。それはね。ですから、それが、きちっと佐用町の人口なり面積なり、どういうふうな定数がほんまにええんかという事を、今、山本議員らが言われた事も含めてね、皆でいっぺん議論したいという事なんで、別に、それをほなら、減らさんかとかいう話を直ぐしておるわけじゃないんでね、あんまりこう反対する理由もないんじゃないかというふうに私は思うんですけどね。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） ほな、矢内議員に確認させていただきますけれども、これから設置しようという委員会は、今、20名で、この臨むわけですから、これを更に減らすいう事が最終的な目標ではないと。今のそれはどうだろうか検討して、町民の方に、いやいやこうですよと、20名で臨むけども、こうですよという説明が十分できるための委員会を設置するという、片方ですよ。今の財政面もあるだろうけども、そういう事も含まれての委員会であるというよに理解させてもらええんですか。

14 番（矢内作夫君） という事を含めてね、しっかりとした議論をしたいという形のための委員会です。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 僕、そういう事も含めて議論して、私は決めるのが正しいと思います。それで人数が多いか少ないか。ところがよう聞かれよった時に答えよったんが、今回20、その次は18、その次16だろうと、これは議長とも、今日話したんですけども、議長とも、ようその話しましたねいうことで、多分こういうふうになっていくだろうと。だけど、合併して10年間、財政規模が120何億というのが、とんでもなく、この近隣、県下で一番、町村としては大きい財政を持つ、その町として、どれだけ研究したか。私達は、そういう事を十分議論して、今、山田さんが言われたように、提案したはずなんですよ。それで、よく見てみると、聞いてみると、去年の3月時分に提案した時に、鍋島さんが特別委員会設置したらという発言もされています。けども、それはまあ、鍋島さんには悪いけども、われわれ提案した者の中においては、十分、そういう部分も議論されたんだろう

というふうにおりました。で、ここで議論が、未だ足らなんだということを反省されるとなると、じゃあ、次、また反省するんか。わずか1年で、そんなにコロコロ変わる議会って何やというふうに思うんですけど。ねっ。確かに20は、多いんか少ないんか分からんけども。そこら辺は、どう思います。

議長（西岡 正君） はい、ええっと4名で出てますんで、他の人も答弁結構ですが。矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 私は、あの、前から言いようように、同じ事を答えるぐらいしか、答えようがありません。はい、そういう事も含めて議論したいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええっとね、ちょっと、あの、これ本会議の議論なんでね、大事な点が、ちょっと今、（聴取不能）の出できとんで、これ今じゃなくてよるしいけど、確認して、今日中に報告願いたいのは、提案者の反省という言葉は、報酬引き上げ問題で町民から、そう思われた点は反省しとると、しかし、議員全員で論じるといふ今回の提案から見たらね、前回は、議員全員で論じてないし、町民に公開された場じゃなかったという指摘に対して、それは、そういう点からは、誤りであったというふうに、私は聞こえておるんでね、そういった事を言うてないかどかをテープを起こして、これ議長職権で今日中に報告してください。

議長（西岡 正君） 今の発言でしょうか。

21 番（鍋島裕文君） 議事録の、うん、言葉、

議長（西岡 正君） 矢内君の。

21 番（鍋島裕文君） 議事録の問題から、発言の問題でね、彼は反省していると言って誤ると言っていないということを、今、山田議員の質問に対して答えているから、これはテープ起こさんと分からんから、私は、控えとんだけども、テープ起こしてもろたら、直ぐ分かるから。後でよろしいからね。

議長（西岡 正君） 暫く休憩します。

午前10時30分 休憩

-----  
午前10時31分 再開

議長（西岡 正君） はい、再開します。  
はい、他に。ないようですから。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） そしたら、さっき、まあ山田さんが説明あった時に、賃金、歳費云々というような中で、説明もできるん、そういう事が説明できるために、特別委員会を設置するような、これも言いましたよね。山田さんの質問に対して。っていうことは、これ全く順番が逆なんじゃないかなと。本来、去年、きちっと、そこら辺を議論し、特別委員会を設置し、その上で2名を削減したということでないんであるならば、町民の人から何か不信だけが残るっていう形になると思うんですよ。議員適正化と言いながらにしても、異論が出たで正当化するために、今から特別委員会つくるんかよ。何か、これだったら言い訳しよんかお前らっていうふうに取りられかねない。今、はっきり言うて、矢内さんの答弁ではね。で、僕らは、そんな事じゃなかったはずなんだ。もうちょっと、奇麗に、僕らは考えた上でしたはずなのよ。そうじゃなかったら、あの時、特別委員会つくったかんと。今つくる、言い訳のために、それも説明できることも含めてや言うんだったら、もうまるで言うとうことと、やろうとしとうことが逆であって、町民から見たら、なっ、不信しか残らへんのん違うかなという気がしますけどね。どうでしょうね。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） そういうふうなね、いろんな事を言われますが、いろんな事を言われてみたところでね、あの、事実というのは、やっぱり、今、町民の方から、かなり思われている事は、これは事実であると思うんです。ですから、そういうふうな事も含めてね、あの、まあ、今、鍋島さんが、その過ちやなしに、僕は、鍋島さんにも、過ちとは言っていない。反省をしていますとは、今、言ったと思うんですけどね、ほな、まあ、そういうふうな事で、いや、僕も間違えとうかも分からん。それはね、間違えとうかも分からんけど、そういうふうな意味でね、まあ、今回出させていただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

〔山本君「ほな、もういっぺんよろしい」と呼ぶ〕

14 番（矢内作夫君） はい。

11 番（山本幹雄君） あの、僕も、適正化せなあかんという事は、常に言うとうわけですよ。と思うんですよ。先ほども議長と話させてもらったように、これがええんかと。ただ、議会として考えなあかんのは、議会が役目としては、その町の予算、120 何億の予算を持って、町民の福祉の維持向上にどう務めるかということが、議会の役割なんです。という事は、当然、財政規模が大きいところには、それだけの議員がおります。町村、かかわる、財政規模が多い所はおります。で、財政規模の小さい町は、それなりに、当然議員数も数内わけであります。そうじゃないと、議員少ない中で、120 何億を負担し、調査していくというのは、非常に難しいものありますから、当然、財政規模におうた議員定数で、財政規模におうた職員数であり、当たり前です。ただ、そうではない場合はあると思います。

そうではない場合ね。それは、先ほど言いました、自治体財政健全化法によってですよ、実質公債費がいくら財政規模が大きいかと言っても、厳しい団体においては、当然、これは、削減もやむなししかも分からんし、歳費引き下げもやむなししかも分からん。例えば、上郡町のように非常に厳しいというような状態になってしまえば、これは、減らさんならん。これは当たり前なんや。だけど、今さっき程、私、今、矢内さんに言わしてもろたように、これ数字的に見たら、非常に健全なんです。町長もはっきり答弁されてました。そしたら、町民が言われるんだ。僕は、矢内さんと、よく議論する時に、いつも矢内さんが言うのは、町民が言われるんや。よそはどうなんや。そういう話をいつもされます。町民が言う。町民が数字見て、どうでこうで、どうなんや。そやけど、議員だったら、そういう議論しましょうや。で、これに書いとうように、機能強化並びに活性化を図る。ねっ、今、この提案では、人数増やすか減らさんか書いてないけど、話の中では、人数減らすという話や。ねっ、はっきり言うて三枝さんからも出されておる思う。ねっ、この人数じゃ大変厳しい、これが今、事実、事実であって、そない言うたと思う。ほな、人数を減らしながら、議会の機能強化ができるのか。言っている事が支離滅裂のように、僕は感じるんですけど、違いますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） ですからね、何回も言うように、定数の適正化をいっぺん議論しようかいう話なんで、定数を、今、絶対に減らさないけんとかいうような話を初めからしようという意味じゃないんで、その辺理解できませんかな。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

11 番（山本幹雄君） いや、違うんや。僕ね、先ほど、何回も言うから、適正化というのは、常に考えなあかんし、僕も、そうだろうと思うとうし、実際、次 20 なら、次 18 や、その次 16 だろうと、これは、もう他の者に聞かれた時も言うとうし、今日も議長にも言うたし、前も他の議員にも、そういう話を過去して来た。多分、矢内さんにも、過去してきとうと思う。だから、適正化するという上において、何ら僕は、反省するところではない。だだ、一言言わしてもらおうと、一言じゃない、もうようさん言うたな。言わしてもらおうと、これ、下げたんやもん。去年。2 名削減したんや。で、今するいう事になると、僕から見たら、町民に言い訳しようようにしか取れん。まあ、本人も言うた、それが説明できるためも含めて言うたんやから、矢内さんも、そういう事を言うたわけ。で、僕らはな、町民から、僕は、あんまり言われてないけどね、お前ら、歳費、議員減らして歳費上げて何しよんやと。そのために議員減らしたんかと言われたいう声をね、他の議員から、よく聞いた。そんなことの言い訳を、今更しても、しゃあないだろうと。だから、減らすのは減らしたらいいし、ねっ、だけど、これは 1 回改選した中で、次の議会が、もういっぺんしっかりしましょと。最終的に佐用町が 16 名ぐらいでいいんなら、この、特例債が 10 年間いき、その後 5 年間で段階補正される中で、この 10 年間言うても一本算定されないいうだけで、各町算定いうたけであって、何も 10 年前のあれが、そのままいかされるということではないんにしても、10 年間各町算定でいけるということは、55 名おった時の議員定



数のままで算定してもらえるとということなんですよ。55名おった時の議員定数で算定してもらって22名言うたら、

[矢内君「54や54名」と呼ぶ]

11番（山本幹雄君） ああ、54、ごめんごめん。ねっ。

32名余っとうわけですよ。算定言うたら余分にもろとるわけですよ。ねっ、そういう事も含めた中で、段階的に10年持って、10年から減らせるんだったら、そこからしっかり協議し10年の間に減らされるんやから、そこまでで、段階的に議会も減らし、そうする事によって、120数億が段々減って行くんやから、そういうふうにするのが、私は、町民のために、どう、その120億以上のお金を使うかというというような審議は可能やと思います。それが、先ほどから言われているように、急に関心が高いんで、急にせなあかんとか。ねっ、積極的な改革が急務であるとか、いう事では、私はないんじゃないか。

ただ、もう1回言いますよ。議員定数について考えるいう事は、やぶさかではないという事は言わしてもらえと思いますが、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより発議に対する討論に入りますが、ございますか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 笹田鈴香でございます。私は、発議第4号、佐用町議会特別委員会の設置及び委員定数特別委員会委員の選出について賛成の討論をいたします。

議会制民主主義の根幹である議員定数の問題は、町民に公開された場で堂々と論じなければなりません。この点では、議員全員で論じるという提案理由は当然のことです。

しかし、この提案者にしても賛成議員にしても昨年3月議会で、この事に正反対の態度を取られました。その事を、議会や町民に対し真剣に謝罪し反省すべきだという事を指摘して委員会設置に賛成します。

議長（西岡 正君） はい、他に、他に。

[山本君「いや、まあ、反対するけど」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） はい、僕、反対だと思っていたものですから。

[山本君「結局、だから、それ」と呼ぶ]

議長（西岡 正君） はい。

11番（山本幹雄君） いや、ちょっと、このあれとして、議運でも、そういうふうに決めたと思います。まず、反対討論からするというのが、議会のあれにおいてあれやから、まず、そこら辺を、きっちりしないと、議長も困るし、聞いとうもんも困るし、俺さっき挙げたから、また、反対討論か。

21 番（鍋島裕文君） それだったら、議長がな、賛成か反対討論、分けんといかん。そんなこと（聴取不能）。

議長（西岡 正君） 討論をお願いします。

11 番（山本幹雄君） これどうなるん、次、反対討論という事になるん。

議長（西岡 正君） はい、反対してください。

11 番（山本幹雄君） ほな、反対討論します。一般会計だけで見れば、佐用町は相生市並みであり、近隣町村である上郡町、神河町か、市川町に福崎町、佐用町は、それら近隣の町村よりはるかに大きな予算計上をしています。議会の役割として町民福祉の維持向上は、どうはかるか、そのための予算措置であり、町民のための有効に利用されているのか、それを監視する役目が議会にはあります。だから、財政規模の大きな団体は、それなりの議員定数であり、議員数の少ない団体は財政的に見て、小さな団体か大きな所でも実質公債比率が大変厳しい団体であります。

わが町佐用町は、とは言え、財政規模を見ても、公債比率を見ても、決して問題はない状態である事は、数字が示しています。そこで適正化を考える事について、私は、やぶさかではないが、昨年 19 年 3 月議会において、議員提案で、当時、議会運営委員長である山田さんが、議会改革の一環として議員定数の削減を決断する時であるとして、定数 22 名を 20 名に削減したという経緯があります。それは、佐用町議会として、今、定数 20 名が適切であるとの結論からであり、次回の改選より 2 名減の体制で臨もうと決めたはず。

当時、鍋島議員が特別委員会を設置しようとの呼びかけに対しても、賛同も意見も出ることさえもなく、20 名が適切であると判断し結論付けたと、私は考えています。

私は、そうであるが、私もそうであります。提案者の矢内さんも、大下議員も、井上議員も、石黒議員も、昨年議員提案に賛同し、名を連ねている、その事を考えれば一度の改選もしないまま、今回適正化についての特別委員設置の提案がなされた事について、何か疑問が残る。2 名の削減を決めるに当たり、どれだけの審議、協議を図り決めたのか、その時、十分な審議協議がなされていなかった、町民の皆様から見て不信だけが残る事になる。それでは、町民の皆様が怒るのもうなずける。町民の皆様から見れば、議員適正化という事で、もう一度議員削減をし、報酬を上げようとしているとしか見えない。それとも、異論が出たので、慌てて正当化するため、今更特別委員会を設置し、言い訳をしようというのかとしか思えない。これでは、町民の皆様より信頼は得られない。よって反対討論とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他に反対ありますか。ないようですから、討論を終結いたします。

これより原案について採決を行います。

発議第 4 号、佐用町議会議員定数適正化調査特別委員会の設置及び委員定数（案）・特別委員会委員の選出（案）についてを原案のとおり可決することに賛成の方の、起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） 起立、多数であります。よって、発議第4号、佐用町議会議員定数適正化調査特別委員会の設置及び委員定数(案)・特別委員会委員の選出(案)については、可決されました。

佐用町議会議員定数適正化調査のため、委員会条例第5条並びに第7条第1項の規定により、議長より、全員を指名することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって指名のとおり、それぞれの調査特別委員に選任されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

佐用町議会議員定数適正化調査特別委員会委員長及び副委員長の選任の件についてであります。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、「委員会において、互選する。」となっております。

そこで、先程、特別委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定されておりますので、事務局長よりその氏名を朗読させます。

議会事務局長（岡本一良君） 佐用町議会議員定数適正化調査特別委員会の委員長、敏森正勝議員、副委員長に矢内作夫議員。以上です。

議長（西岡 正君） ただ今事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ佐用町議会議員定数適正化調査特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。

---

日程第5．報告第1号 平成19年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第5にはいります。報告第1号であります。

報告第1号、平成19年度佐用町繰越明許費繰越計算書について、町長より報告があります。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第1号、平成19年

度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、第 20 回定例議会で承認をいただいております繰越明許費の財源が確定いたしましたので、報告を申し上げます。

平成 19 年度佐用町一般会計補正予算（第 5 号）で繰越いたしました姫新線高速化事業ほか 4 事業並びに平成 19 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）及び特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）で繰越いたしました事業につきまして順次報告をいたします。

まず、総務費の姫新線高速化事業の繰越額 5,297 万 3,000 円、財源内訳は、地方債 5,030 万円、一般財源 267 万 3,000 円に決定をいたしております。

次に、民生費の地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金の繰越額 1,500 万円、財源内訳は、国庫支出金 1,500 万円に決定をいたしております。

次に、農林水産業費の中山間地総合整備事業の繰越額 2,727 万円、財源内訳は、県支出金、500 万 3,000 円、その他、特定財源分担金、683 万 1,000 円、一般財源 1,543 万 6,000 円に決定をいたしております。

次に、災害復旧費の農林水産施設災害復旧・現年災害復旧事業の繰越額 1,523 万 2,000 円、財源内訳は、県支出金 1,308 万 2,000 円、地方債 170 万円、一般財源 45 万円に決定、また、農林水産施設災害復旧・過年災害復旧事業の繰越額 680 万円、財源内訳は、県支出金 494 万 5,000 円、その他特定財源 18 万 6,000 円、一般財源 166 万 9,000 円に決定をいたしております。

続きまして、簡易水道事業特別会計、簡易水道事業費の真盛・長尾配水池内部防水工事の繰越額 891 万 1,000 円、財源内訳は一般財源 891 万 1,000 円に決定をいたしております。

次に、特定環境保全公共下水道事業特別会計、公共下水道事業費の特定環境保全公共下水道事業 1 億 1,400 万円、財源内訳は、国庫支出金 5,930 万円、地方債 4,730 万円、一般財源 740 万円に決定をいたしております。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げます。

議長（西岡 正君） 以上で、町長の報告は終わりました。

ただ今の町長報告に対しまして、質疑はございませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 災害復旧費の農林水産施設災害復旧費、現年災害復旧費の 1,523 万 2,000 円についてですが、産建委員会で 3 月に報告があったのを、これでは、林道三日月本郷線の 2 号カ所ですけれども、3 月の産建委員会の報告では 80 パーセントの進捗率ということですがけれども、その全事業費が 1,900 万余り、この度の繰越額が 1,500 万 80 パーセントの進捗率ですからね、補正をされてますけれども、報告ですけれども、その 80 パーセントの進捗率で 1,500 万、8 割ぐらい、むしろ残っている方の、その繰越額について、これはやっぱり、その整合性があるんでしょうか、

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この、林道の災害復旧につきましては査定を受けた 1 年からですね、査定で落とされた分が、また復活したのが 1 月の下旬だったと思うんですが、その経費が 3 月補正でも挙げさせていただいております。まあ、2 月の段階でですね、県と

補助金の関係もありますし、工事の進捗状況がですね、3月までには終了しないような状況にあるという事ですね、3月補正で繰越明許さしていただいております。3月の時点での進捗率 80 パーセントというのは、設計書で金額を比較して出したものではなくしてですね、現場の状況という事で、概ねまあ 80 パーセント完了しておるといような報告をさしていただいておりますので、まあ設計書の金額の比較ではなしに、現場では、概ね 80 パーセント、その時点ではできておりました。繰越を決定していただくという事で、2月の段階で調整させていただいておりますので、それ以上に現場ではできておったと思うんですけども、最終的には、全て、あの、工事関係、うちの関係は5月で完了しております。そういう事で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

6 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） ええ、じゃあ、姫新線の関係と過年度分、災害の中の過年度についてお伺ひします。

まあ、あの3月補正の時に内容聞いたんですが、ちょっとよう分かなんだ点がありましたので、確認を込めて聞きます。

当初予算が6,000万円で、今回5,000万円からの繰り越すということは1,000万円ほどの19年度の支出ということであったんですけども、この1,000万円の支出内容。

それから、2点目に、この支出は、佐用町負担金は、そのままJRに直接支出するのか、それとも期成同盟会で一括して集めて支出というような格好になるのかどうか、そういう支出のお金の流れですね、どの様な形になっておるのか。その辺りについてお伺ひしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） はい、ええ、3月末におきます進捗状況でございますが、この高速化につきましては、兵庫県・姫路市・たつの市、それから佐用町JR西日本という5社によってですね、実施をしておるわけでございますけれども、3月末のですね、進捗につきましては、枕木関係につきましては、10パーセント。それから締結装置につきましては32パーセント。それからレール交換につきましては66パーセント。それから踏切保安改良施設については、1パーセント、監理費につきましては17パーセントといったような進捗状況でございます。これにつきましては、姫新線の高速化の同盟会の方に負担金という形でお支払をするということでございます。

議長（西岡 正君） 鍋島議員、もう1点言われた、ちょっと内容を。

21 番（鍋島裕文君） もう1点は、過年度災害の空山池の関係ですけども、先ほど5月中

に最後終わられたという事だったんですけど、確認します。

工期 5 月 20 日まで延期してありますが、5 月 20 日で完了したのかどうかだけ確認しておきます。空山池。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい、完了しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） よろしいです。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、質疑を終結いたします。

---

日程第 6. 日程第 7 ないし日程第 18 について

- 日程第 7. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町一般会計補正予算 第 6 号 専決第 2 号）
- 日程第 8. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 第 5 号 専決第 3 号）
- 日程第 9. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算 第 4 号 専決第 4 号）
- 日程第 10. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 第 4 号 専決第 5 号）
- 日程第 11. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 第 2 号 専決第 6 号）
- 日程第 12. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 7 号）
- 日程第 13. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 4 号 専決第 8 号）
- 日程第 14. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 3 号 専決第 9 号）
- 日程第 15. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 第 4 号 専決第 10 号）
- 日程第 16. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 第 3 号 専決第 11 号）
- 日程第 17. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算 第 3 号 専決第 12 号）
- 日程第 18. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 第 1 号 専決第 13 号）

議長（西岡 正君） 日程第 6 に入ります。日程第 7 ないし日程第 18 については一括議題といたします。

承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算、専決 2 号。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決3号。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町老人保健特別会計補正予算、専決4号。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町介護保険特別会計補正予算、専決5号。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決6号。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決7号。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、専決8号。

承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、専決9号。

承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決10号。

承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決11号。

承認第12号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決12号。

承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、専決13号を議題といたします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました承認第2号から承認第13号、専決処分の承認を求めることについて一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、承認第2号、平成19年度佐用町一般会補正予算（第6号）、専決第2号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,701万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を134億7,865万2,000円といたしました。

第1表の歳入の補正でございますが、町税におきましては法人税、固定資産税の増額などにより2,057万1,000円を増額し、総額を24億5,698万6,000円といたしました。

地方譲与税では、235万9,000円を減額、利子割交付金も277万5,000円を減額、配当割交付金については307万5,000円を増額、株式譲渡所得割交付金は184万6,000円を減額、地方消費税交付金も552万2,000円を減額、ゴルフ場利用税交付金については1,626万2,000円を増額、自動車取得税交付金は、3,412万1,000円を減額、地方交付税においては、2億3,220万円を増額いたしております。これは、特別交付税が確定いたしましたので、計上をいたしました。平成19年度の特別交付税は、総額6億5,360万円でありませぬ。

交通安全対策特別交付金は、27万5,000円を増額いたしました。交付金等の確定額により調整し、それぞれ増減をいたしております。

分担金及び負担金は、1,203万6,000円を減額、これは主に、にしはりま環境事務組合などの事業関係経費の精算によるものでございます。

使用料及び手数料は 122 万 8,000 円の増額、これは各施設等の使用料や戸籍、住民票交付など手数料の増が主なものでございます。

国庫支出金、県支出金は事業等の精算によりまして計上いたしております。国庫支出金は 2,265 万 4,000 円、県支出金については、1,666 万 2,000 円を減額をいたしました。

財産収入は 2 億 3,431 万 9,000 円の増額をいたしました。これは、社会福祉協議会からの地域福祉基金の戻し入れ金を計上をいたしました。

寄附金は 555 万 1,000 円を減額、土地改良事業等の精算による減額でございます。

繰入金は 8 万 9,000 円の減額であります。

諸収入は 3,640 万円の増額、主なものは町行造林の風倒木被害の森林国営保険の保険金収入や他市町からの保育園児受託事業収入などの増でございます。

町債は 5,370 万円の減額、過疎対策事業債、合併特例事業債、情報通信基盤整備事業債など事業費精算により減額をいたしました。

次に歳出でございますが、各款共通して人件費、事務経費についての精査を行い不用額の整理をいたしました。

議会費は、不用額の整理によりまして 136 万円を減額をいたしております。

総務費では、人件費の精算、電子計算費の機器設定委託料やシステムリース料の精算、情報基盤整備事業の精算、賦課徴収費などの不用額の整理によりまして、5,377 万 7,000 円を減額いたしました。

民生費では、国民健康保険特別会計などへの繰出金の調整、老人医療費・障害者福祉サービス給付費・児童手当などの扶助費関係の精算、人件費の精算などにより 1 億 1,603 万円を減額いたしました。

次に、衛生費では、簡易水道事業特別会計などへの繰出金の調整、予防接種・各種健診経費の精算、塵芥処理・し尿処理関係の経費精算により 5,208 万 4,000 円を減額をいたしました。

次に、農林水産業費では、農業振興のための補助金、基盤整備事業など各事業経費の精算、林業振興のための委託料、補助金精算などにより、3,599 万 5,000 円を減額をいたしております。

次に、商工費では、笹ヶ丘荘特別会計への繰出金増額、商工振興・観光関係の経費精算により 324 万 6,000 円を増額をいたしました。

次に、土木費では、道路改良・河川事業などの各事業関係経費の精算や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金の調整などにより 9,926 万 6,000 円を減額をいたしました。

次に、消防費では、人件費の精算、消防団員出動費用弁償の精算などにより、976 万 7,000 円の減額をいたしております。

次に、教育費では、小学校、中学校の学校管理経費の精算、社会教育・社会体育施設や給食センター等の管理経費の精算により 4,289 万 6,000 円を減額をいたしております。

次に、災害復旧費では、町単独災害復旧工事補助金などの精算により 106 万 1,000 円を減額をいたしました。

公債費も一時借入金の精算により 280 万円を減額をいたしております。

最後に諸支出金では、減債基金への積立金を 5 億 6,500 万円、地域福祉基金への積立金を 2 億 3,380 万 5,000 円増額をいたしております。

以上で、一般会計の補正、最終専決補正予算の専決の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第 3 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）、専決第 3 号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 2,333 万 7,000 円を減額し、歳



入歳出予算の総額を、それぞれ 22 億 8,782 万 1,000 円とするものでございます。

歳入より説明をいたします。

国民健康保険税は、3,180 万 4,000 円の減額で、主なものは一般被保険者分の医療給付費分現年課税分で 2,196 万 3,000 円、介護給付費分現年課税分で 163 万 3,000 円が、それぞれ減額。また、退職被保険者分の医療給付費分現年課税分で 139 万 7,000 円、介護給付費分現年課税分で 242 万 5,000 円が、それぞれ減額となっております。

一部負担金は、4,000 円の減額となっております。

使用料及び手数料は督促手数料で 3 万 4,000 円の増額となっております。

国庫支出金は 2,737 万 7,000 円増額で、主なものは、療養給付費等負担金で 236 万 2,000 円の減額ですが、財政調整交付金で 2,973 万 9,000 円の増額となっております。

療養給付費等交付金は 280 万 8,000 円の増額となります。

県支出金は、県財政調整交付金で 640 万 7,000 円の減額となります。

繰入金は、1,563 万円の減額で、一般会計繰入金が 406 万円、準備基金繰入金が 1,157 万円それぞれ減額となっております。

繰越金は、1,000 円の減額となります。

諸収入は、29 万円の増額で、一般被保険者延滞金で 30 万 2,000 円の増額、雑入では 1 万 2,000 円の減額となっております。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費では、不用額を精算し、97 万 6,000 円の減額であります。

保険給付費は、1,177 万 2,000 円の減額で、主なものは、療養諸費で 712 万 8,000 円、高額療養費で 243 万 5,000 円、出産育児諸費で 210 万円が、それぞれ減額となります。

老人保健拠出金では 19 万 8,000 円の減額となります。

保健事業費は、不用額を精算し 81 万 4,000 円の減額であります。

諸支出金では、2 万 6,000 円の減額でございます。

予備費におきましても、不用額 955 万 1,000 円を減額いたしました。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の概要についての説明とさせていただきます。

次に、承認第 4 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計補正予算（第 4 号）、専決第 4 号について提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 1,225 万 6,000 円を減額し、予算の総額を 31 億 7,987 万 3,000 円とするものでございます。本会計の補正につきましては、いずれも医療費の確定によるもので、実績に合わせて計上させていただいております。

まず、歳入よりご説明を申し上げます。

支払基金交付金においては、1 億 1,944 万 9,000 円を、国庫支出金では、1 億 5,741 万円を、県支出金においても 3,617 万 1,000 円を、それぞれ減額し、繰入金では一般会計よりの繰入金 72 万 2,000 円を、諸収入では第三者行為納付金として 5 万 2,000 円を追加するものでございます。

続いて、歳出の説明を申し上げます。

医療諸費において、医療費の確定により、3 億 1,175 万円を減額、諸支出金では、精算による償還金として 50 万 6,000 円を減額いたしました。医療費全体の減額に比べて、ルール化された町負担額、つまり一般会計からの繰出金は、追加となっておりますが、これは本年秋以降に、国庫並びに県費により清算、返還されるためのものであります。

以上、簡単でございますが、老人保健特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第 5 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、専決第 5 号でございますが、専決いたしました内容は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳

出それぞれ 1,335 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を、それぞれ 16 億 6,119 万 5,000 円といたしております。

サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ 823 万 2,000 円といたしております。本会計の補正につきましても、当該年度の介護保険事業完了によるものでございます。

まず、事業勘定については、歳入におきまして、保険料 27 万 8,000 円の減額は、第 1 号被保険者保険料の減収額でございます。

分担金及び負担金は他市町からの認定審査の委託金 3 万 7,000 円、使用料及び手数料は督促手数料 2 万 9,000 円をそれぞれ増額いたしております。

国庫支出金 101 万 8,000 円の減額、支払基金交付金 385 万 1,000 円の増額、県支出金 93 万 9,000 円の減額は、それぞれの負担金等の交付決定により行っております。

繰入金 1,530 万 5,000 円の減額は、事業完了による一般会計からの繰入金 535 万 2,000 円、基金繰入金 995 万 3,000 円の減額であります。

諸収入では、施設入所者過誤調整による高額介護費の返納金 25 万 2,000 円あわせて 26 万 8,000 円の増額となっております。

続きまして、歳出におきまして、総務費 77 万 1,000 円の減額は、人件費など総務管理費 116 万 4,000 円の不用額、介護認定審査会費 40 万 2,000 円の増額、運営委員会費の 9,000 円の不用額でございます。

保険給付費 1,901 万 5,000 円の減額は、各種サービスの確定による介護サービス等諸費 1,728 万 3,000 円、支援サービス等諸費 155 万 8,000 円、その他諸費 1 万 9,000 円、高額介護サービス等費 8 万 9,000 円、特定入所者介護サービス等費 6 万 6,000 円のそれぞれの不用額でございます。

地域支援事業費 331 万 4,000 円の減額は、介護予防事業費 61 万 5,000 円、包括的支援事業費 15 万 7,000 円、任意事業費 254 万 2,000 円の不用額でございます。

また、基金積立金は 1,174 万 5,000 円の増額は、事業終了による精算見込み、予備費 200 万円は不用額でございます。

次に、サービス勘定については、歳入で介護給付費収入 1,000 円の増額、予防給付費収入 3 万 5,000 円の減額、歳出では、居宅サービス事業費 13 万 4,000 円の不用額、一般会計繰出金 10 万円の増額でございます。

以上で、介護保険特別会計の専決補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第 6 号、平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 2 号）、専決第 6 号についての提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 628 万 2,000 円を減額し、予算の総額を 1 億 2,358 万 8,000 円とするものでございます。本会計の補正予算につきましても、いずれも事業の終了及び確定によるもので、実績にあわせて計上させていただきました。

まず、歳入よりご説明申し上げます。事業収入において 182 万 7,000 円を追加し、繰入金では、一般会計よりの繰入金 744 万 4,000 円を減額、諸収入では、受託事業収入など 66 万 4,000 円を減額するものでございます。

続いて、歳出の説明を申し上げます。

老人ホーム費では、人件費等の確定、入所者の異動等による給食材料費の減額、また施設の維持管理費の精算などにより 624 万 2,000 円を減額し、予備費においても不要となったため 4 万円減額いたしております。

以上が、朝霧園特別会計補正予算の概要でございます。

次に承認第 7 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、専決第 7 号についての提案理由の説明を申し上げます。

まず、第1条において、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,151万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を9億2,453万5,000円といたしました。

それでは、歳入から説明をいたします。

分担金及び負担金については、加入負担金40万円、工事負担金20万3,000円、にしはりま環境事務組合負担金301万7,000円を追加をいたしております。

使用料及び手数料においては、現年度分については、佐用ゴルフ倶楽部分水使用料金等が700万円の増加が見込まれますので、収納状況を勘案し追加をいたしております。

一般会計繰入金については、財源調整等により2,355万9,000円減額をいたしました。

諸収入においては、配水管移設工事補償金を141万円減額し、落雷による火災共済金180万3,000円を追加をいたしました。

町債においては、中央監視制御システム整備事業にかかる簡易水道事業債を100万円追加をいたしました。

次に、歳出の説明をいたします。

一般管理費においては、人件費、需用費及び役務費等決算見込により67万6,000円を減額し、現場管理費においては、各簡易水道施設の維持管理経費を調整し、所要の補正を行い、需用費では278万円、役務費で68万円、委託料においては、薬品注入器等の管理委託料133万円、水質検査料120万円をそれぞれ減額し、合計で280万円を減額をいたしております。

工事請負費では、ろ過膜洗浄工事費等を198万円減額をいたしました。

建設改良費においては、町道三日月駅前線配水管敷設工事費を210万円減額をいたしました。

また、予備費用500万円減額をいたしました。

以上、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に、承認第8号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、専決8号につきまして提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,584万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ10億3,080万3,000円と定めています。今回の補正は使用料収入及び事業費の確定によるもので、実績にあわせて計上させていただいております。

まず、歳入の主な補正の概要がから説明を申し上げます。

分担金及び負担金の86万6,000円の追加は、滞納事業費分担金の徴収増、新規工事負担金の収入増であり、使用料及び手数料の369万5,000円の追加は新規接続等による使用料収入増300万円と、滞納使用料の徴収増66万円等であり、町債140万円の減額は事業費減によるもので一般会計繰入金1,901万円の減額は、歳出の減を含め調整をいたしております。

次に、歳出の補正の主な概要を説明をいたします。

現場管理費の642万円の減額は、処理場及びマンホールポンプ場の光熱水費、委託料等の確定による不用額で、事業費の845万3,000円の減額の主な内容は、佐用地区雨水排水工事の完了に伴う工事請負費520万4,000円の減、町水道管移設費等の補償費の不用額190万9,000円の減額等であり、公債費は、財源変更をし、予備費47万3,000円を減額をいたしております。

以上で、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要の説明とさせていただきます。

次に、承認第9号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）、専決第9号につきまして提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ569万円を減額し、

歳入歳出の予算総額を3億8,433万3,000円と定めております。

今回の補正は、収入及び事業費の確定によるもので、実績にあわせて計上をさせていただいております。

まず、歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料241万円の追加は、下水道への新規接続及び滞納使用料の徴収額の増等であり、一般会計繰入金810万円の減額は、歳出の減を含めて減額調整をしております。

次に、歳出の説明を行います。

浄化槽管理費では、維持管理費の実績により不用額102万円を減額し、農業集落排水施設管理費においても節約対策及び契約減、施工実績減等により417万円を減額し、公債費では、財源変更、予備費においては不用額50万円減額をいたしております。

以上、佐用町生活排水処理事業特別会計の補正第3号の概要の説明とさせていただきます。

次に、承認第10号、平成19年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算(第4号)、専決第10号について提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23万6,000円を減額し、予算の総額を2億2,517万8,000円とするものであります。

本会計の補正予算につきましても、いずれも事業の終了及び確定によるもので実績にあわせて計上させていただきました。

まず、歳入よりご説明をいたします。

使用料及び手数料において15万9,000円、県支出金1,000円を増額し、繰入金では46万7,000円を減額、諸収入を7万1,000円増額するものでございます。

続いて、歳出でございますが、社会教育総務費で職員の人件費等の確定により89万4,000円の減額及びグループ用ロッジ運営費で4万5,000円の減額、天文台公園運営費では宿直代行等賃金及び修繕費等で70万3,000円の増額となっております。

以上、簡単でございますが、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第11号、平成19年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算(第3号)、専決第11号につきまして提案のご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、既定の歳入歳出から、歳入歳出それぞれ1,162万7,000円を減額し、予算総額を1億1,574万4,000円といたしております。

補正の内容は、まず歳入につきまして、収入見込みにより笹ヶ丘荘事業収入の使用料1,503万円、交流会館事業収入の使用料174万7,000円それぞれ減額し、雑入1万3,000円を増額し、一般会計繰入金513万7,000円増額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費911万1,000円の減額で、その主なものは、賃金287万3,000円、需用費198万9,000円、役務費101万4,000円、委託料63万2,000円、使用料及び賃借料37万5,000円、工事請負費159万7,000円、備品購入費37万9,000円等の不用額と交流会館管理運営費251万6,000円の減額で交流会館・交流体験施設の管理のための需用費50万6,000円、役務費54万8,000円、委託料99万5,000円、工事請負費21万7,000円、備品購入費20万円等の不用額でございます。

以上簡単でございますが、笹ヶ丘荘特別会計の補正予算の概要とさせていただきます。

次に、承認第12号、平成19年度佐用町歯科保健特別会計補正予算(第3号)、専決第12号でございます。

専決いたしました内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,428万7,000円といたしております。

まず、歳入におきましては診療収入312万1,000円を減額し、一般会計繰入金を175万

円増額いたしております。

次に歳出でございますが、総務費 90 万 8,000 円の減額の主なものは報酬及び臨時職員など人件費の不用額、医業費 46 万 3,000 円の減額は需用費、委託料の不用額でございます。

以上、簡単でございますが、歯科保健特別会計専決補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第 13 号、平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)、専決第 13 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、既定の歳入歳出から歳入歳出それぞれ 1,871 万 4,000 円を減額し、予算総額を 1,194 万 7,000 円といたしております。

補正の内容は、まず歳入におきまして、財産収入 1,997 万 5,000 円の減額の主なものは、広山団地等の未分譲地 5 区画の不動産売払い収入減 1,993 万 9,000 円及び利子及び配当金の減 3 万 6,000 円でございます。

繰越金 126 万 1,000 円の増額は、平成 18 年度の繰越額でございます。

歳出につきましては、宅地造成費 1,871 万 4,000 円の減額で、基金積立金を予定しておりました不動産売払収入を歳入において基金繰入金と相殺したための不用額と宅地造成総務費 26 万 2,000 円の減額でございます。

以上で一般会計並びに各特別会計におきましての 19 年度最終補正専決予算につきましての一括して説明を申し上げます。

何卒ご承認を賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長(西岡 正君) 承認第 2 号、うん、はい。

町長(庵途典章君) 私の説明で簡易水道におきまして、特別会計におきまして、予備費を 50 万円を、私は 500 万円と説明をしたようでございます。訂正させていただきます。予備費は 50 万円減額をいたしております。

議長(西岡 正君) 承認第 2 号ないし承認第 13 号の承認に対する当局の説明が終わりました。

これより承認第 1 号から順次質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

本案については、本日即決いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。途中になりますので、休憩をとらせていただいて、午後 1 時から再開ということにさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午前 1 1 時 4 3 分 休憩

午後 0 1 時 0 0 分 再開

議長(西岡 正君) 今日の議案、発議の第 4 号の中での発言で、鍋島議員の方から、矢内さんの方が誤りだったというような発言があったのではないかとということで、議事録を確認せよということでございまして、事務局で議事録をあげさせていただきました。その中ではですね、私は、矢内作夫君ということで、矢内君の方からおっしゃるような、その反省の意味を込めての提案でありますということで、間違いだったという発言がありませんでした。

その後またですね、鍋島さんの方から質問があって、矢内さの方が、矢内議員の方が、あの状況から言いまして、そういうふうに町民から思われたことは反省すべきであろうというふうに思いますという発言でありましたので、間違いであったという発言はなかったということで、ひとつお願いしたいと思います。

それでは、1時になりましたので、それでは、会議を再開いたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町一般会計補正予算、専決2号の質疑に入りますが、ございますか。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、まず、歳入の25ページお願いします。25ページの財産運用収入の関係で、出資金の戻入関係です。

まず、伺いたいのは、町社協出捐金戻入収入、それから出資金戻入収入、これを本町の平成18年度決算の資料と比較してみました。すると出捐金関係では、決算現在高が1億3,566万8,000円ということで、今回1億1,566万8,000円戻入すれば、2,000万円出捐金として残るということになります。1つ。

それから出資金で見えますと、決算年度現在高が1億1,913万7,000円、今回戻入が1億1,813万7,000円ですから、100万円出資金として残るということになります。

それで伺いたいのは、この出捐金の残り2,000万円と出資金の100万円、これはどういう意味があるのか、この内容について、まず伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。財政課長。

財政課長（長尾富夫君） ただ今の質問ですけれども、まず、社会福祉協議会の出捐金の戻入れですけれども、今回は、1億1,566万8,000円計上しております。ご質問のとおり、あの、18年度の決算と比較すると、2,000万円残ります。この2,000万円の内訳につきましては、まず、1つは、上月町が当時、社協の方へ出捐金として法人設立の時に100万円の出捐をしております。その分が、1つと。もう1件は、旧の南光の時に、地域福祉基金といたしましては、1億3,466万8,000円の地域福祉基金が入っておりますけれども、地域福祉センター、センターひまわりを建設する時に1,900万円の金額を地域福祉基金より入れて建設をいたしております。で、実質社会福祉協議会の方に残っております地域福祉基金の現金は、予算書に挙げております1億1,566万8,000円となります。で、100万円は、そのまま出捐金として残ります。

それから、もう1つ出資金でございますけれども、出資金の100万円につきましては、旧の三日月町の時に社会福祉協議会法人化設立の時に100万円を出資しておりますので、それは、そのまま残ります。で、地域福祉基金相当額1億1,813万7,000円を今回戻入ということで予算計上をいたしております。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） それでまあ、社協設立時に旧町毎にね、出捐金や出資金ということ

で言われましたけれども、それでは、確認したいのは、旧佐用町分のね、その 18 年度、ちょっといろいろありましたけれども、引き上げましたけれども、佐用町分は、旧佐用町分は、出資金、出捐金の形で残ってないということになるわけですが、それは何ら問題がないのかどうかという 1 点。

それから、この出資金、出捐金というのは、それぞれ 100 万とか、旧町毎のね物は残しておかなきゃならないものかどうか、そのあたりちょっと説明願いたいのですが。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 旧佐用町の出捐金、出資金につきましては、当時から社協の方へは支出をいたしておりません。ですから、18 年度の決算の中でも当然、その部分は残っておりません。で、この上月・三日月の、この出資金、出捐金を残しておかなければどうかということなんですけれども、社協の法人化される時、旧 4 町の段階ですけれども、それぞれ基本財産としての造成、これにつきまして、詳しくは分からないんですけれども、それぞれ法人の監査の中で指摘があって、出資金の、出資金ですか基本財産の造成、これに努めるようにということで 100 万円を出されていると思います。で、佐用町の場合、町の方から出しておりませんが、社協独自で、この基本財産の造成をいたしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、それでは、決算の時に、社協の合意がされてなかったという事で問題になりましたけれども、今回のことの確認ですが、社協の合意の状況、それから、もう 1 点、これだけ引き上げてしまったら、マイナス面としてね、社協にどういうマイナス面が出るのか、まあ、確かに、利息、果実については、従来どおり社協に出資されると思いますけども、社協はプールしているのと、持っているのと、町が引き上げた場合ね、どの様なマイナス影響が考えられるのか、そういった点について説明願います。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） この地域福祉基金の当初の交付目的が、それぞれの町で基金造成して福祉関係の事業、それに利子、その果実運用をなささいという事で、旧 4 町の中でも、それぞれ町で基金造成したり、それから社協の方での基金造成の形で、この果実運用を図っております。町の方に戻しましても、この果実運用につきましては、従来どおりの形を取りたいというふうを考えてますので、マイナス面という事はないと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） はい、まあ同じところなんですけれども、まあまあ、内容も聞いたん

ですけどね、いわゆる出捐金、出資金、これの違いがね、何回聞いてもよう分からへんのんですよ。いわゆる町も、それぞれ出資金、出捐金いろいろあっちやこっちしているわけでしょ。そやから、こういう形で、まあ一番問題なんは出捐金なんです。これを町の方に戻してもらおうんだというふうなことをするとね、ほな、まあまあ例えば、智頭線なんかも、いわゆる出捐金ですよ。あんなもん、またほな引き上げる可能性があるということですよ。そやから、これ出捐金と出資金の違い、まず、出捐金いうのん、安易にこうやって引き上げますよいう事で引き上げられるんかどうなのか。それをお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） あの、出資金と出捐金、中々ちょっと明確には区分しにくいかも分かりませんが、出捐金というのは、どちらかと言うと寄附的な要素が出てきます。そういう中で、他にも、それぞれ出捐金で出している団体等もあります。ご質問のように、出捐金の場合、他の団体についても、引き上げる可能性があるかどうかということなんですけれども、今の段階では、出捐金、他の所を引き上げる考え方もありませんし、それから、まあ、出資金につきましても、これは当然、町の方が出資している中で、これがまた、あの、基本的にかえって来る可能性のある物であると認識しております。まあ、そういう中で、今回地域福祉基金の町の方への戻入という事は、基本的に、その地域福祉基金が交付された、その交付税参入があった時の形で、本来ですと、地域福祉基金が、町が造成して社会福祉協議会だけに限らず、そういう福祉団体の活動、そういった所に、その利益の果実運用をなささいということであったように思っております。そういう中で、本来の形に戻す方がいいのかなというふうに思っております。で、先ほど、鍋島議員の時にもお答えしましたように、今の町の考え方といたしましては、社会福祉協議会の方へ、この果実運用の利子を支出して、今までどおりの運用はしていきたいというふうに考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、まあ、全然違う答えなんやけどな、とりあえず出捐金に対しては寄附行為でしょ。寄附をしているんですよ。それを払い戻しをしてもらうとか、してもらわない、それは、そういう論議すること自体おかしい。そやから出資金に対しては、出資を止めるとか止めないとかいうのは、双方の話の中で、いやもう今回から出資はしませんよ言うて引き上げたらええんや。それを出捐金に対して同じ様な捉え方しておったらあかへん思うんやな。特に社会福祉協議会、これはどこでもそうですわ。社会福祉協議会じゃのうても、出捐金をもらっている所いうのは、やっぱり、それはそれで自分とこの財産としてやっているわけや。寄附金はもらっているわけですから。ほな、他所のふところまで、それうちが出したやつやさかいに返してくれという、そういうふうな話は、本来できひんはずやで。そやから、そこらが、今後、出捐金を出してもらっている企業なり、こういう団体いうのは、ずっと不安を覚えるわけですよ。町のその時事情、事情によっていつあげられるか分からん。ただ、運用面では、そういうふうな部分で迷惑はかけないと言われてますけど、本来やっぱり、それは違いますよ。やっぱり出捐金は出捐金、出資金は出資金、やっぱり安易に、そういった払い戻しをしてくださいという話はすべきではないというふうには、私は思いますけど。そやから、そこらを説明しても分かりにくいようなことをきっちり説明してもらわな困る。いわゆる出捐金と出資金の違い。非常にね、



言葉的に見たら、両方とも同じような捉え方されるけど、これ根本的に違うわけですよ。この事は、前々から言うとははずですよ。そやから、そこらをはっきりしていかないと、中々理解しにくいところがありますよ。そやから、社協だけじゃない、他のところも問題ですよ。こうやって社協から引き上げるなら、他のところも皆引き上げたらええ。そういう考えはない。ただ単に社協だけというのは、それは理解に苦しみますね。この部分はね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、あの、出捐金等についてはですね、そういう、そこへ、その団体にですね、出資、出した、それが、今言われるように寄附行為ということじゃないですけども、出して、まあ、それを、その出資であれば、まあ、今、言われるように返還があるという事ですけども、出捐金というのは、もう出しっ放しという意味合いが強いという、そういう違いについては、私も理解しているんですけども、今回の、この福祉基金につきましては、それぞれ旧町の中で、まあ名前は違っても、出資金、それから出捐金とかという形で出されておりましたけども、合併後、本来、これを交付されたものを統一して、これを一括、有利に運用をして、今後の町の福祉行政に役立てていこうという事で、これも出捐金であってもですね、それは、社会福祉協議会からとの合意、その話で、理解して合意をされれば、私は、何ら違法でも何でもないと考えております。ですから、その社会福祉協議会の方がですね、町での趣旨、意思では違ふと。それは理解できないということで、これ駄目だと言われるのであれば、そういう法的な話になってくるわけですけども、そういう問題ではないと考えております。ですから、他の団体においてもね、出捐金であっても、まあ、そのそれが、例えば、智頭急行とか、そういうもん出してありますけども、まあ、もし、最終的に解散でもするという事になれば、それは、また返って来るというお金であろうと思っておりますし、少なくとも、それぞれの状況で、その段階で話し合いをして合意をしていけば、とってね、合意があれば、それは、そのこういう手続きはとった上で、今回のような基金の繰り入れ、戻しをするという形で、私は、問題がないというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 基本的なところはね、捉え方が全然違うから、これ以上議論したってしゃあないけども、まあ、先ほど智頭線の事で、もし解散するとなれば、出捐金の云々が返って来るでしょう言われたけども、出捐金は返ってきませんよ。恐らく。私の解釈は、出資金に対して、その何パーセントという物は返って来る。出捐金は一切返らへんよ。やっぱり、そこらは、出捐金と出資金の違いいうのをはっきりしていかないと、恐らく町の財産の中で出資金いうて、全部財産録の中で、全部あがっているんやけど、出捐金で。本来は、あれ、町の財産ではありませんからね。どっちか言うとね、もう出してしもうつやから。まあ、一応、町の財産扱いはしてあるという程度です。やはり、そこらは、出捐金と出資金との違いは十分理解してやらないと、いわゆる出捐金をいただいている各団体というのは、非常に不安ですよ。いつあげられるか分からへんのんですから。やはり、そこらは、あの、明確にしていかないと。それで、今、言われる、社協の方で何も言えへ

んから、それでいいです言うて、そういう問題提案すること自体、僕から言うとおかしな話なんです。出捐金に対してはね。やっぱり協議する云々じゃないというふうには思うんですけども。まあ、これ以上言うてみたって、恐らく一緒かと思うんですけど、前から、この部分に関しては、言ってたはずなんです。非常にこう、出捐金、出資金、そこらを十分理解する上でやっていかないと、後々、町内の、町内で言えば、社協ぐらいかと思えますけど、いろんな問題が出て来るいうように思いますので。

議長（西岡 正君） 答弁要りますか。

7 番（松尾文雄君） 要りません。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 8 ページ、個人のですね、15 番の滞納繰越の 7 万 6,000 円並びに法人の 17 万 3,000 円の△部分と固定資産税の△145 万 1,000 円の内訳件数とか、それから今後の見通しですね、それを教えてください。

議長（西岡 正君） はい。

税務課長（上谷正俊君） ただ今ご質問いただきました町民税の滞納繰越分、また固定資産税の滞納繰越分についての今回の補正計上でございますが、3 月 31 日時点におきまして、見込みました額につきまして、この度補正計上をさせていただいております。そういう事で、若干パーセンテージには、若干それぞれの徴収状況等踏まえまして、当初見込みを、若干僅かな額、部分、率ではございますけれども、徴収見込みを立てまして、今回計上させていただいたと、しているところでございます。これにつきましては、また決算書におきまして収入未済額等を報告させていただくこととなります。それらにつきましても、今後鋭意努力いたしまして、滞納税につきましても滞納整理に取り組みたいという、考えておる所存でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） そしたら、12 ページ、これは社会情勢によるものかと思いますが、10 番のゴルフ利用税の交付金が 1,626 万 2,000 円増えてございます。それから、その下の自動車取得、これが△の、3,412 万 1,000 円、これらについて、まあ、ちょっとどう言うんですか、社会情勢も踏まえた中でですね、どうなったかいう事を、ちょっとお伺いしたいと思います。それから 27 ページの 10 番延滞金、202 万 6,000 円、この分についての説明をお願いします。

議長（西岡 正君） 税務課長。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 財政課長。

財政課長（長尾富夫君） それでは、あの、ゴルフ場利用税の関係ですけれども、ゴルフ場利用税につきましては、あの、予算よりも、おっしゃるとおり 1,600 万余り増えております。ただ、あの、これが、当初の見込が若干低かったのかなという気もしております。18 年度の決算でも 8,040 万程は入っていますので、実質 18 年度の交付と比べますと 75 万程の増になっております。ですから、まあ、あの社会情勢、その景気云々とか、まあそういう事での増ではないんですけれども、利用者としては、若干増えているという状況だと思います。それから、自動車取得税の交付金につきましても、18 年度と比較しますと 3,900 万程、3,910 万程減っております。これは、あの、逆に言いますと、景気の低迷等もあるかと思えます。自動車の更新等それから新車の購入等、そういった自動車の売れ行きにも若干は関係してくるんじゃないかと思えますけれども、これにつきましては、予算的に若干多く見すぎていた傾向があります。先ほど言いましたように、決算的には、これ以上に減りますので、状況としては難しい状況です。

1,400 万言いましたけれども、1 億 2,000 万余り 18 年度の決算が出てますので、それからいきますと、3,910 万程減ってます。ですから、まあ、情勢的には、先ほど言いましたように、車の購入とか、そういったものが大幅に減っているという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 引き続きまして、27 ページの延滞金につきましてご説明をさせていただきます。

この度、補正額 202 万 6,000 円を計上いたしまして、合計 1,222 万 6,000 円とさせていただきます。

全体額での内訳ということでご説明をさせていただきたいと思えます。延滞金にかかります全体の件数は 994 件でございます。内最も多いのは固定資産税が 653 件、個人住民税関係で 295 件、軽自動車税で 32 件と言ったような内訳になっているところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 37 ページ、通信、情報通信基盤整備事業について、その中の負担金補助及び交付金ですけれども、共聴受信施設撤去事業補助金、当初 1,250 万、それ 2 回目の補正、1 回目では 400 万、それから今回 170 万の減額ですけれども、これ見込み違いの理由は何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 実質 19 年度で対応させていただきましたのは、30 組合、世帯数に対しまして 1,743 戸、三日月地域で 14 組合。南光地域で 16 組合というふうな事で、実質まあ、そういった 30 組合がですね、この負担金の、負担金補助の対象になったということでございまして、実質未だ残っておる所もあるのではないかとこのように思っておりますけれども、19 年度の実績としては 30 組合だったということで、その実績によりまして減でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 実績は、その 19 年度はそうだったとしても、ほな、それが、もう見込みとしては 20 年度に残った部分が、まだあるということ、それで 20 年度は、それが対処されるということなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） あの、20 年度におきましても、同様のですね、補助をしていきたいということでございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず 33 ページ、委託料のシルバー人材センター業務委託料、これが 56 万 4,000 円減、当初は、12 万 9,000 円、2 号補正 73 万ということで半分以上補正減なんですけれども、これに限らず全体としてね、シルバーの関係がずっと減額されています。それで伺いたいのは、いろいろ経費節減等含めて、いろんな対応されたと思いますけれども、この様なシルバー人材センターの削減、削減の中でね、シルバーから見れば仕事が少なくなるということになると思いますけれども、そのあたりはどの様に考えておられるのかということと。

それと、実質、この様に削減することによって、掃除も含めてですけども、支障はでないのかというような点が気になるわけですけど、そのあたり実態として、この削減による影響をですね、どうなっているのかを説明願いたいと思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） そしたら、鍋島議員の質問なんですけれども、私の方の総務課の方の 13 の委託料につきましては、これは、当初計画しておった分じゃなしに、書庫の整理等に

よります、その母子センター等から上月なり三日月の空いた所への書庫の棚の移設ということで臨時的にお願いした分の中で、予算計上しておった分で、見積等取ったために、安くなったというところでございます。

議長（西岡 正君） それから、減額の影響。

21 番（鍋島裕文君） 全体の事で何か説明できる人あったら。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。

副町長（高見俊男君） シルバーの状況言いましょか。

ここの部分は、今回のシルバーだけでなしに、全体に言えることはね、当然、当初の予算から最後の締めくくりをした、その残が△になっている部分は、暫定の主なものでございますけども、これは余談なんですけども、シルバー人材センターにつきましては、今、この役場の関係だけでなしにですね、いろいろな周囲の草刈等の、いろんな墓掃除とかです、ありますので、業績につきましては、最近、ここ最近頑張りによりまして、全体としては、上向きといいましょうか、いい決算内容を終えております。そういう状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 小さな事ですけども、例えば、支所の清掃なんかでね、2日に1回だったのが、3日に1回になったとか、逆だったかな、毎日だったのが、2日に1回になったとかね、そういう短縮されたという話を聞くわけですけども、そういう事が経費節減というふうに考えられて、実質支障がないのかどうかという点を聞いたかったわけですけども、そういった影響は出ていないんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） ところどころによりましては、今、鍋島議員おっしゃるようになって、やはり施設の使用頻度、それによりまして、今、経費節減と言いましょうかね、役場と言えば行政改革なんですけども、全体のところを、そういうふう押し並べて見ましてですね、毎日の所は、例えば来客が少ない場合には、これは2日に1ペンでもいいんじゃないかとか、というような検証をしましてですね、施設によって、そういう事をやっておりますけども、今のところ支障はないように聞いております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、48 ページお願いします。児童福祉費の中で児童福祉総務費の扶助費の関係、630 万円の減額という事で、それで伺いたいんですが、乳幼児医療の関係につきましては、それまで就学前までが無料で 19 年度から県が 3 年生まで本町は 6 年生まで一部負担という制度の拡充をしました。その時、僕たちは、せめて小学校卒業までね、無料にすべきだという意見も出したわけですけども、今回、最終締め見てますと、当初 4,250 万円で 630 万円の減ですから、3,600 万円程の支出いるということであります。仮にね、小学校卒業まで一部負担じゃなくて、無料という事でいったとしたら、この程度で納まったんじゃないかというような気もするわけですけど、そのあたりは、どの様に考えておられますか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今回、630 万円の減額ということをして 19 年度の年度区分になりますと、そういう形になりました。これにつきましては、この学年を延ばしたというのが、小学校 6 年生までというのが、19 年度初めてでしたので、当初予算、少し大目に見積もらしていただいたという状況もあろうかと思えます。

で、お尋ねの、じゃあ、これを小学校全員に延ばしたらというのはですね、ちょっと未だ、今の時点では、19 年度検証ができておりませんので、ちょっとこの場での答弁は控えさせていただきますと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 49 ページね、民生費の中で賄材料 528 万 3,000 円少のうなってますけれど、これらについては、どういうふうに、こう少なくてすんだんかと。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） この賄材料費は、町内の 12 園の保育園全て合算したものであります。この保育園の、いわゆる給食、おやつ代につきましてはですね、いろんな計算方法があったんですが、合併以来、旧町毎のある程度差もございましたので、ある程度、私ども全体の係数表を作りまして、人数の多い保育園と、それから小規模につきましては、いろんな肉 1 つを買っても高くつくという事で、係数表に基づいてですね、それで、各園の保育園の賄費等を計算させていただいております。若干、その係数のあれが、未だ数値が固まってないという状況もありましてですね、各園で、ちょっとずつバラつきが出て来て、

こういう不用額になってきたという事ですね、もう少し検証しながらですね、当然、子どもの人数と、それから未満児と異常児等の関係もありますので、その辺、もう少し検証しながらですね、あんまり大きな不用額が出ないような対応を、今後考えてまいりたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、71 ページと 72 ページ伺います。

71 ページでは通学対策費の関係、これ小学校の関係ですけども、この関係では、今度は、臨時賃金で 72 万 7,000 円の減額ですけれども、スクールバスの関係でね、基本的な点で伺いたいのですが、現在スクールバス、町内では、上月地区の 3 小学校と佐用の利神、それから南光の三河、それから三日月小という形でスクールバス走っているという中で、経過としては、その統廃合等はね、いろんな原因になっておるんですけども、幕山小の場合は、統廃合じゃなくて、住民の要望が、ああ、関係者の要望が強かったという事で、スクールタクシーが走っているという状況です。それで、まず伺いたいののは、中学校のスクールバスの問題もありますけども、この合併後ね、スクールバスはどうあるべきかというような点での計画、検討ですね、そういった事を、行政として、きちっとされてるのかという 1 点。

それから、2 点目に具体的問題としまして、例えば、同じスクールバス区域内でも今のルートに外れておるという事で、対象距離数ぐらいの距離数でもね、そのルートに外れているというような事で、スクールバスが、そこに行かないというような問題も出てきております。そういう当面の具体的問題が出てきていることに対して、どう教育委員会としては考えておられるのか、そのあたりのことを、まず伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。坪内課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 鍋島議員のご質問ですけれども、確かに、実態としては、スクールバスを運行している校区。それと、後、タクシーあるいは、定期バス等を利用している、様々な形態で登校しております。で、具体的な課題の点からお話しますと、確かに、個々の相談というんですか、要望と、そういうものは、教育委員会の方にもあります。そういう中で、今、個々の対応としては、例えば、1 年生の生徒が 1 人で下校しないといけないとか、それから、同じ校区でスクールタクシーを走らせているのであれば、そういったものもカバーできないかと、そういった問題もあります。そういう中では、学校の方と調整しながら、子どもを一斉下校をすると。上級生と一緒に下校すると。そういうふうな対応をすると、そういう事で対応をしております。で、個々のスクールバスの運行については、旧佐用町におきましては、スクールバスの運営委員会というものを設置されています。で、その運営委員会の中で、そのスクールバスの運行の校区の課題については、運営委員会の中で検討さしていただいています。全体的な、その検討につきましては、今のところ、まあ問題を整理するという段階で、全体的な運営を、校区とか、全体的な考え方については、今のところ具体的な対応をと言うんですか、考えを教育委員会としては、示しておりません。今、個々の問題に対して対応するということと、運営委員会を中心にした

検討をという段階です。

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） その問題ではね、全体問題含めて、今、できてなくても、やっぱり検討していくというふうな方向を持っておられるのかどうかを 1 点お願いします。

それから、次に 72 ページの小学校施設整備の関係で伺います。備品の内 11 万 1,000 円の減額ですけれども、いわゆる四川の大地震の関係でね、この 6 月 6 日に衆議院本会議で全会一致で学校耐震化補強工事または、改修工事に対して大幅国庫補助というのが全会一致で可決しました。まあ、参議院も 11 日というふうに言われていますけれども、まあ全会一致という事で、まず間違いないでしょう。それで、ただ、これ期限がね、3 年間というような限定という事になりそうなので、例えば、補強だと現行 2 分の 1 の国庫補助が 3 分の 2 というような形で示されています。そこで本町におきましても、久崎小学校、幕山小学校それから三河小が耐震化できてないという事でありますので、当然の事ながら、この 3 カ年間、やっぱり検討して、この補助の高い段階でね、取り組むべきだというふうに思うわけですが、このあたりの見解も含めて答弁をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 通学路、通学のスクールバスの関係につきましては、教育委員会の方も、そういう個々の問題を踏まえて検討をと言うんですか、そういう認識を持って対応しております。それと、耐震の関係ですけれども、これにつきましては、佐用町の実態は新聞等でも報道されておると思えますけれども、かなり整備率は高いという事ですけれども、後確かに、3 校区で 4 施設残っております。それにつきましては、順次、その 10 カ年計画の中で、合併特例債等の、そういった財源を持って計画的に進めております。今、具体的にお話された学校につきましても、その計画の中に入れていくという事で、ただ、いろんな施設の関係もあります。他の施設。例えば、給食センターとか、そういった施設の関係もありますので、そういうものも踏まえながら、その計画に基づいて実施するという事で、ただ、今回、耐震化についての国庫補助率が変わるという事で、そういった面での前倒しという事も相談しながら進めて参りたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか、

[鍋島君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、83 ページ伺います。基金費の関係で地域福祉基金の 2 億 3,300 万円は、先ほど説明ありましたんで分かりました。

それで、減債基金の積立金の関係で伺います。5 億 6,500 万円。これで減債基金は、18 年度 5 億円程ありましたので、10 億超えるわけでありますけれども、それで、伺いたいのは、まず基金の関係では、19 年度当初から含めて、財調を 10 億 4,000 万程取り崩して予算を作成しました。ところが、交付税参入増やら何やらで、結局、繰入補正減や積み立て



で、約8億円程が基金、財調を戻すと。結果的です。多分。最終的には、財調からの繰入が2億円。約2億円程の繰入で済んだというのが基金の関係であります。で、それからするならば、確かに交付税の関係で、先ほど、町長説明ありましたように、普通交付税で3億円、特別交付税で2億円の収入増がありました。そういう経過からしてね、まず伺いたいのは、財調を2億円結果的に崩しているわけだから、5億円余ったらね、事務処理的には、この財調に2億円返して、それで、減債基金に3億円入れるというぐらいの方が妥当な会計処理じゃないかというふうに思うわけでありましてけれども、わざわざ28億円あった財調が2億円崩れて本年度で26億円になるわけですから、普通は、そういった処理がなされるのが、自然じゃないかと思っておりますけれども、その処理のあり方について、まず伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 財調にもですね、それぞれ一般財政調整基金、また今回の減債基金、そして公共施設の整備基金というような名前を付けて、それぞれ管理をさせていただいております。で、基本的に、この3つはですね、ある意味では、いろいろな形で一般会計に活用していただける財調でございます。ですから、その総額で、まずは考えて行かなきゃいけないという事と、それから、まあ、ただ、いろいろな中で、こう財調という事になると、今、財政調整基金というものが、財調という名前が出て行きます。そうすると、28億、今回、2億減っても26億と、これは、近隣なり、私達の同規模のですね、町村において、市町においての基金としては、非常にまあ、高い基金率、基金の額になっているわけです。ですから、これがたくさんあれば、結局、財政上の運用を柔軟な活用ができるんですけども、これがたくさんあれば、それだけまあ、町の財政が豊かなのかという事にも、当然、そこには、余裕があるという事になるんですけども、今後、県や国に対してですね、いろいろな予算要求をお願いをして行く上ですね、これがドンドン増えていくというのも、まあ、若干佐用町、いや、これだけ基金もあるのに、そんなに補助金、そこまでみなくても大丈夫じゃないと言われてしまう、そういう懸念もある意味では持っているわけです。で、約今年10億を取り崩して、最終的には8億、2億余りの財調を使ったという形、この辺は、財政運用上、こういう形で納めた方がいいのかなということと、それから減債基金に積んだというのは、合併振興基金21億8,000万円の基金を積んだわけです。これの償還が当然、来年、再来年度、来年度から始まります。これの実際の町の持分ですね、償還分が、ここで造成することによってですね、21億8,000万円というものがですね、その返済に対しての心配ない形での、今後、基金運用ができるという形、その辺のお金ですから、どちらにしても、色が付いているわけじゃないんですけども、意味づけとしては、そういう意味でもって、今回、減債基金としての基金造成にさせていただいたということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） それでね、基金を積んだら悪いという理屈じゃないんだが、結局、今、町長言われたように、財調にあんまりあった場合には、いろいろ補助金も言いにくくなるというような心配、よその自治体から見たら非常にうらやましい心配というふうに思うわけですけども、問題はね、やっぱり、これ程、5億も余るような平成 19 年度の決算の状況であればね、やっぱり、それまでに、ほんまに道路問題含めて、また福祉の問題、先ほど、小学校の卒業まで云々ありましたけれども、そういった町民の多種多様な要望が出されている中で、全て一度というわけにいかないけども、やっぱり、基金にそれだけ積めるんだったら、その要望を1つずつ叶えて行くという形でのね、やっぱり対応をすべきじゃないか。取り分け、こういうお金が余っているような状況に、決算で結ばれるんだたらね、特に、そういった姿勢が必要じゃないかというふうに思います。それで、その点では、どう考えておられるのかということと。

ちょっと、まとめて聞きますけども、62 ページ、これ小さな問題です。それは、町長、答弁をお願いします。

62 ページの道路維持費の関係で工事請負費が 560 万円程減額という事があります。ここで伺いたいのは、これは3月時点で、分かったんだということなのか、1、2月ぐらいで、大体この様に、減額補正になるというふうにみておられるかでは、大分違うですね。例えば、1月段階で、区長さんの方から町道の舗装等のね、いろいろな要望が出された経過があります。で、私は、予算が余っておれば対応すべきじゃないかというふうに思っておるわけですけども、残念ながら、その時点では対応できなかったということが、この平成 19 年でありました。この様に、予算が余るような状況であれば、そういう区長等から出た町道舗装なんかはね、やっぱり、対応するというのが、やっぱり大事じゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりは、どのように考えておられるのか、この2点をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、こうして最終的な専決補正予算で、基金が、積み増しができたという、そういう財政のゆとりがあるんじゃないかということで、確かに、こういう決算ができたことは、そういう見方としてはですね、当然、いろんなまた町民の皆さんの要望なり課題にも対応していかなきゃいけないという結果だという形に、私も持っておりますし、ただ、こういう決算が、いろんな努力の中で、1つひとつの執行段階です、いろいろと職員も工夫をしながら、実際に事業として、またいろんな事として、私は、まあ計画しておるもの。それから住民サービスにおいても近隣の市町村に引け劣らないような形で、進めて来たというふうに思っております。ですから、そういう中に、より、その中に、そういう事業も進めた上で、これだけの状況が生まれたと。これは、1つは、例えば、特別交付税にしてもですね、要望額最終的に6億円で要望したものが6億5,300万というついたと。このあたりもですね、実際には、5億5,000万ぐらいがいただければいいなというひとつの予想でやっておりますから、それがまあ、非常にプラスの面、プラスの違いが出たということ。そのへんも非常に大きかったというふうに思っておりますけれども、こういう予算について、財源についてですね、当然、今後長期的な財政運営を、計画をしながらですね、できるだけ必要な町民の皆様方への要望に応えていけるようなですね、ま

た執行運営をしていきたいというふうに考えております。

それから、こうして最後、道路の補修費なんかにしてもですね、そういう舗装とか、そういうものも、当初に挙げてないものでも、途中で補正で挙げて対応を全体ですてしております。ただ、最終的に3月になってから、それを設計をして発注するというのは、なかなか難しい状況ですから、当然まあ、それに間に合うような段階の中でね、予算の状況を踏まえて、それぞれの担当、建設課、建設課において、計画をしていくという取り組みの仕方をしていきたいと思っておりますし、そういう要望、地域からの要望にも、19年度もお答えをさせていただいておりますので、20年度も、そういう形で進めていかしていただきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 58ページのね、農林水産業の中でですね、13番の委託の中で、大型獣の処理が15万5,000円少なくって済んでおりますけれど、昨年度ですね、最終的に、鹿とか猪ですね、何頭捕獲されて、されたんでしょうか。

それと、その下ですね、13番の委託料の緑資源機構の分で936万円ですね、これらの少なくて済んだ分の理由ですね。

それから、もう1件は、63ページの工事請負費の3,372万7,000円とか、土地購入費の463万7,000円、その下の物件補償移転622万4,000円、これらについてですね、これ少なくなっておりますけれど、これらについて、どういう事でこうなったかという事をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） まず、58ページの大型獣処理委託なんですけども、これについては、のり網等引っ掛かっておる鹿等ですね、これについて生きてる場合は、指定しておる方をお願いしております。これが19年度は46頭でした。

それと、あの、猟友会の方に駆除活動していただいておりますのが、ちょっと、手元の資料にないんですけども、約年間500頭でございます。それと、町職員、支所等がですね、のり網に引っ掛かった、死んだ鹿等ですね、処理しておるのが130頭ほどだったかなと思うんですけども、全体合わせましてですね、約700頭ぐらいは、鹿、ほとんどが鹿だったと思うんですけども、鹿プラス猪なんですけど、概ねまあ、年間700頭が駆除とかのり網に引っ掛かっておると。それプラス、猟期ですね、猟期の数は、ちょっと手元にないんですけど、プラス猟期の期間に鹿・猪等が獲られておるいう事でございます。

それと、緑資源機構育成費委託料なんですけども、これは、昔の公団造林なんですけども、実は、これ12月補正でお願いしておりました。それで、公団、緑資源公社の方もですね、予算化していただければ、これ三日月の本郷の奥なんですけども、風倒木で倒れております。緑資源の方はですね、災害の適用にならないということで、国の外郭団体なんですけども、そういう事で、予算措置町の方ですていただければ、要望していきたいという事で、予算化はさせていただきました。それで9割を緑資源が持ってですね、町は1割の権限ありますので、1割の負担という事で予算化しておったんですが、1月の末にです

ね、結果的には、ちょっと計画としては、ちょっと 19 年度ではできないというような事になりましたので、その事については、全額ですね、今回落とさせていただいたという事でございます。よろしく申し上げます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） その中でね、ちょっと猟期期間の場合については、何頭獲ったか分からないという、今回答でしたけれど、また、後でよろしいで、また最終的にね、19 年度猟期期間も含めて、この 700 プラス何頭ぐらいね、捕獲されて、鹿と猪が減ったんかいうの、また分かったら教えてください。後でいいです。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 建設課長。

建設課長（野村正明君） すいません。63 ページの道路新設改良費にかかる分でございますけれど、工事請負費、それから 17 番の公有財産、それから 22 番のですね、補償補填及び賠償金の件でお尋ねがございまして、ご案内のとおり道路新設改良につきましては、道路維持費のようにね、道路維持費のように、小さな工事現場じゃなくて、道路新設は、概ね大きい工事現場多いです。それで、19 年度につきましては、現場がですね、約 40 カ所弱ございました。それで、トータル的には、入札減という事が言えるんじゃないかと思うんですけども、3,372 万 7,000 円はですね、補正も含めまして、予算額の概ね、まあ 10 パーセントぐらいでございまして、その分ぐらいは、入札減があったんじゃないかなというふうに思っております。それから、公有財産購入費でございまして、これにつきましては、当初 500 万置いてございました。それで、昨年当初予算編成時期にですね、これ町道大畑線の改良なんですけども、あそこはご案内のとおり企業庁の土地がございまして、これを無償で借地するのか、あるいは有償でということがはっきり決まっております。それで、19 年度の途中からですね、チラチラと有償じゃなけらしようがないなという声もありましてね、途中補正を組ませていただいた経緯があるんです。それで、最終的に 9 月、10 月に無償で良からうというお答をいただきまして、それが 686 万 5,000 円補正組みました。その分が、概ね落ちてるといふふうにご理解をいただいたらいいんじゃないかと思っております。それから、補償補填でございまして、これも先ほど言いましたように、いわゆる大きな現場がございまして、例えば、議員ご存知の須安線ですね、それから南光の 87 号線と言いまして、下徳久、西徳久か。それから大畑線にかかる補償補填が多ございましたけれども、これらにつきましては、特にですね、電柱の移転が、結構、見積がしにくい分がございまして、若干こう余裕を持ってみておりました。それが、結果的には少なくなったという事と。それから、水道管の敷設替いうのもございまして、これについても、水道課の方との調整の中で、若干少なく結果的になりましたので、その分が落ちてるといふふうな事でご理解をいただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 37ページなんですけど、防犯灯工事費ですが、マイナスになって、14万9,000円ですが、この防犯灯の要望というのが、大体年間どれぐらいあるのか。で、なぜマイナス。たくさんあると思うんですけど、このマイナスになった理由をお願いします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 19年度当初におきましてはですね、旧町単位に20万円で80万円を予算措置をいたしておったところでございますけれども、その80万円の中ですね、実績によりまして、この度、14万9,000円の減額という事であっております。なお、どれぐらいのですね、申し込みがあるのかという事でございますけれども、それについては、ちょっと後ほど、年度年度によって異なりがあると思いますので、後で、お答えをさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、件数は、後で教えていただいたら結構なんですけど、結局、要望をした、その年度に要望をした集落というか数は全部完璧に実現しているのかどうか。そこをお願いします。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（前澤敏美君） 防犯灯につきましては、その設置基準等を町で定めてございまして、それに、合わないと言いますか、距離があるんですけども、それに合致しない場合もございまして、そういった場合についてはですね、地元で、まあご負担をいただくような、電気代をみていただくようなですね、街路灯扱いというふうな形に移行をですね、させていただいておる状況がございます。ですから、必ずしも要望があつてですね、全てできるといったようなものではございません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） たくさんの方が希望されているので、ですが、それと、防犯灯というのが、今度、基準こう今もう言われましたけども、それで、結局、集落の中で、今まで、その前にも、こういった話は出たと思いますが、防犯灯が街路灯に変わったとかいう事で、大変負担が増えたという意見もたくさん出ておりますので、そのへんまた、町の方でも、いろいろ考えていただいて、なるべく安く上がるような方法も考えていただきたいと思います。

それと、もう1ついいですか。

議長（西岡 正君） はい、最後ですが。

5番（笹田鈴香君） 55ページの弁護士報酬のマイナス100万7,000円、これの内訳をお願いします。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これは仁方の裁判関係でお願いしております、裁判、弁護士さん費用の交通経費と日当でございます。100万というのは、報酬はですね、100万の報酬は、未だ出しておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、終わりですけど、もういっぺん、いいです。

5番（笹田鈴香君） いいですか。すいません。

まあ、登記も終わって地元の方は大変喜ばれておりますが、結局、この弁護士の今までの経過というか、例えば19年度の経過報告みたいなものがないんですけども、そのまま、一応、町の方が控訴したということになっているので、やはり議会の方で、その年、その年、年度に報告を是非お願いしたいと思うんですが、現在の状況はどうなっていますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 現在も、裁判で抗争中です。概ねですね、1ヵ月または2ヵ月に1回程度ですね、大阪高裁の方に行っております。5月は20日に行っております。それで、7月は、7月の9日に口頭弁論準備ということになっておりまして、裁判官の方もですね、1月の時にはですね、和解の方向ではどうでしょうかというような話もありまして、そういうようなもんも含めた状況で、今相手側の弁護士さんと共にですね、現在は、そういう口頭弁論の準備の中において、和解も含めた内容で協議をしている状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 68ページですけれども、消防費、非常備消防費ですね、いわゆる消防学校の入校負担と福祉共済掛金の減額それぞれの理由を。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 松尾議員の質問にお答えいたします。

負担金補助及び交付金の関係の中の消防学校入校負担金ですけれども、19年度につきましては、操法大会等ありませんでしたので、入校しておりません。

それから、福祉共済掛金の関係ですけれども、掛金の期間が19年度に変わりましたので、その関係で、この分が落ちております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 消防学校の入校が、この度なかったということで、いうことは、今練習しているのは、20年度で入校ということが考えてあるということですね。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 19年度はありませんでしたけれども、20年度で一応予定をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 20年度で入校ですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 20年度です。今度、今、西播磨大会の方、練習しておりますので、はい。

[松尾君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、もう1回。

7番（松尾文雄君） あの、西播磨大会が7月の6日でしょ。ほな、それまでに入校するということですね。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） そうです。

7 番（松尾文雄君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） はい、他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。反対討論ですね。

21 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。平成 19 年度一般会計補正予算案に反対します。本議案の年度最終における各課の事業清算等による補正、いわゆる帳尻合わせの側面については、当然と考えるわけではありますが、本議案の最大の問題は、地方交付税の当初予算見込み違いにより 5 億円、この内特別交付税 2 億円増は、見込み困難にしても、普通交付税 3 億円増は、見込み誤りであります。歳入増などにより、基金全体として新たに約 3 億円からの積立処理をしたということであります。基金積立自体が、一概に悪いと言っているのではなく、余裕ができたなら、基金積立より生活に困っておられる町民の要望に応えることを優先するという姿勢が必要であります。私達は、この当初予算の審議の中でも、多くの町民要望の実現を指摘しましたが、財政状況から見て、実現可能な子育て支援施策の、せめて小学校終了まで、医療費の無料など積極的に進めることを指摘し、反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、討論を終結いたします。  
これより本案について採決に入ります。  
承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町一般会計補正予算、専決 2 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 賛成、多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。  
続いて、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決 3 号の質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、これで質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕



議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決3号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

承認第4号に入ります。専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町老人保健特別会計補正予算、専決4号の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町老人保健特別会計補正予算、専決4号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第5号に入ります。専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町介護保険特別会計補正予算、専決5号の質疑に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 12ページなんですけども、特例居宅介護サービス給付費と、それから特例地域密着型介護サービス給付なんですけど、補正前と補正額、全額10万の減になっているわけですが、この説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。健康課長ですか。

健康課長（井村 均君） はい、これにつきましては、特例居宅介護サービス費ですので、なかったということでございます。利用者なしということです。1件も。それから、地域密着型の分も同様でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） で、関連してなんですけども、この地域密着型ということで、現在、小規模多機能の施設ができようとしておりますけども、それらも含めて、現在、もう稼働しているというか、サービスを給付している、その施設の状況を、それぞれお伺いしたいと思いますが、お願いします。

議長（西岡 正君） 健康課長。

健康課長（井村 均君） それでは申し上げます。地域密着型につきましては、小規模多機能の施設が、いこいの家三河、これが平成19年2月1日オープンです。

それから、やすらぎの家さよう、平成20年2月1日オープン。

それから、サンホームみかづき志文の里、これが平成20年3月1日オープンでございます。それから、今現在、今回も、明許繰越で挙げておりますけれども、本年度、20年度に岡尾先生とこ、南光の米田にできるですけれども、ほほえみというんですけれども、そこが10月オープンで、今現在工事を進めておる状況でございます。

それで、利用状況につきましては、いこいの家三河が登録24名。それから、やすらぎの家さようが25名。それから、サンホームみかづき志文の里が25名。それから20年度予定のほほえみが24名ということでございます。今現在オープンしております、この3施設につきましては、大体ここのサンホームみかづきは、今回、初めて、ちょっと運営協議会をするんですけれども、今の状況は、はっきりとつかめておりません。後の2つにつきましては、大体多い時で15,16名、少ない時で12,13名ぐらいで推移をしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 24から25の登録ということなんですけれども、15人から16人の利用ということなんですけども、その、やはり小規模ということになりますと運営も大変かと思うんですが、やはり、そういった意味でですね、この少ない原因は何だと思われますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[健康課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 少ない原因と言っても、一言では言えないと思いますが、佐用町におきましては、いろいろな施設がたくさんございます。そういった関係の中で、これから高齢化がドンドン進んでいくと思われまして、そういった中で、こういった小規模多機能、本当に家族的な雰囲気、私も、月に、2カ月に1回、そこへ行って協議をして

おるわけですがけれども、本当に和やかな雰囲気でも家族的な対応をされております。これから、益々、この利用が増えて行くんじゃないかとは思っております。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 4 ページ、滞納繰越の 80 万 6,000 円の少なくなった件数並びに今後の見通しですね。

議長（西岡 正君） はい。

健康課長（井村 均君） 当初、200 万程組んでおったんですけれども、実際 19 年度の収入額が 55 万 5,822 円という事でございます。それで、入らなんだ分を落としております。それで、まあ平成 13 年から滞納ですけれども、今現在 38 名と。人数は 38 名です。それで、滞納総額が 156 万 7,412 円ということになっております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計補正予算、専決 5 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決 6 号の質疑に入りますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 5 ページの老人ホーム費の中で、一般管理費、時間外勤務手当の減額。それと臨時職員の賃金、当初は 1,440 万でしたけれども、両方とも時間外の勤務手当も減るし、臨時職員の賃金も減ると。体制的には、これでやっていけるのかどうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） それぞれの基準人員というのは、全て確保されております。たまたま、今回時間外手当というのは、一般職員と同じ様に、当初で5パーセント程度置いていただいていると思いますので、その分がですね、ローテーション等の都合、まあ変則勤務しておりますので、そのローテーション等が当然あるんですが、そういう中で対応できたということで、対応をいたしております。今のところ、これにおける支障というのはでてきてない状況に思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決6号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。  
続いて、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決7号の質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 3ページ、10番ですね、簡易水道の703万8,000円、これについてですね、やっぱり、そんだけ伸びたというふうに解釈していいんですか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、あの、今回の専決予算で現年度分の700万円の使用料の追加をさせていただいております。ご承知のとおり3月の補正予算におきましては、1,450万円減額させていただいたということで、十分な、その3月補正予算編成時につきましては、現年度分の収納の確実性が十分把握できなかったということで、1,450万円減額させていただきましたけれども、この3月末日において、佐用ゴルフ場、大口等の事業者に対する水道納入の追加ということで、700万円を追加をさせていただいたところでございます。で、ご質問のことにつきましては、前年度、18年度と比較いたしまして、約650万円程

度の水道使用料につきましては、現年度分減額になっておるといふ決算の見込みの状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしい。他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、その関連でね、この問題は、2口を1口にしたという佐用ゴルフの問題ですね、2口 3,000 万円で、1口にして実使用が多いということで、8割の 2,400 万程いくだろうというのが、水道課長の見解だったんですけど、これで、結局、佐用ゴルフの使用料はいくらになったんですか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） 佐用ゴルフにつきましては、先ほど、ご指摘のとおり前年度比較して 500 万程度の減収かなという予想を立てておりますけれども、最終的な決算見込みといたしましては、2,970 万円、約 30 万円程度ですね、減収で済んだという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それと、後、同じ 3 ページの、そのにしはりま環境事務組合の負担金、当初 300 万円から 3 号補正で 100 万円減額して、今度 300 万増と。この経過も含めて説明お願いしたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） 確かにご質問のとおり当初 300 万円の予算計上させていただいて、途中で 100 万円の減額、そして今回の専決で 301 万 7,000 円の追加をさせていただいております。合計で 501 万 7,000 円。これのにしはりま環境事務組合からの負担金でございますけれども、久保の水源、水道の管理道路、その改修工事に 200、約 220 万円程度。それから、町道大畑線の改良につきまして、改良工事の途中で水道管の移設が、どうしてもやらなければならない所が、当初入札段階より増えたということで、285 万円程度合わせまして 501 万 7,000 円の清算になったということで、今回、専決予算でにしはりま環境事務組合の負担金を 301 万 7,000 円を増額させていただいたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決7号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、専決8号の質疑に入りますが、ございますか。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 3ページ、事業分担金の中の15、繰越47万1,000円。

それから、4ページ10番の公共下水の同じく繰越の66万、これらの件数と、今後の見通しです。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 3ページの47万1,000円の滞納繰越でございますが、納入13件で、57万1,000円。これは、当初予算プラス、今回の補正でございます。

それで、後に残っている見通しですけれども、26件で516万、これは分納ということで、鋭意努力中でございます。

それから使用料の4ページ、15の節でございますけれども、当初予算が39万で、今回、66万円追加で105万円、滞納繰越額の収納率33パーセントということで計上させて実績で計上させていただいております。

以上でよろしいでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、専決8号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、専決9号の質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
次、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより本案に対する採決に入ります。

承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、専決9号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第10号に入ります。専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決10号の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 5ページです。5ページの宿直代行員等賃金となっておりますが、35万9,000円、これこないだ管理棟の方に聞きに行きましたところ、この宿直代行員は、募集をされたということですが、この募集された、どういう方法で募集をされたのか、お聞きしたいのと。その、どういう仕事をしているか。また、どういう仕事の内容ですね、それをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） お答え申し上げます。宿直代行員はですね、シルバーからの、シルバーを依頼しているという形ではなくて、それなりの経験を積まれた方若しくは、今、宿直代行をやっていただいている方のお知り合いという形をお願いをしているというのが実態でございます。というのは、後段のご質問に関係するんですけども、職務の内容がですね、夜5時30分から朝の8時30分まで、ただ宿泊をしていただくというわけではなくって、園内の見回り、それから外部からの車の9時以降の入退室等の管理、それからお

風呂のボイラーの管理等々やっただいております。それから、もう1つは宿泊者の電話の管理等々もやっただいておりますので、それなりの内容を含んでおりますので、私どもの方で、いろいろご検討させていただいて採用するというような形をとらせていただいております。以上でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それですね、35万9,000円というと、金額にすると多いと思うんですけども、まあ泊り客も増えているようですし、それで増えたのかと思いますが、この金額は全て、宿直の代行員にだけかかる金額ですか。

議長（西岡 正君） はい、天文台園長。

天文台公園長（黒田武彦君） 35万9,000円の内訳でございますが、実質的に宿直代行員の専決の部分は2万6,000円でございます。12月補正で11万8,000円、それから3月補正で18万4,000円お願いいたしましたけれども、当初予算が175万7,000円で、今回の専決が2万6,000円ということで、全体的な総額が多いものですから、代表されて宿直代行員等ということにさせていただいておりますけれども、この中で、35万9,000円そのものの内訳で多いのは、実は、シルバーをお願いをいたしました用地管理、下草刈り等を含めまして、これは当初予算は0だったんですけども、12月補正で100万6,000円、それから3月補正で39万7,000円していただきましたけれども、専決最終的に30万3,000円を追加させていただいております、そういうものを合計いたしまして、35万9,000円ということになっております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） シルバーですと、大体他の項目見ても、全部ね、委託料に草刈とか、そういうのになっていると思うんですよ。で、なぜ今回、この中に、今言われた、そのシルバーの草刈などが、この賃金に入るのかお願いします。

議長（西岡 正君） はい、天文台園長。

天文台公園長（黒田武彦君） 非常に痛いところを突かれたんですけども、これ本来委託料で上げるようにというご指導でございまして、今年度以降、そういうふうにさせていただく予定をしております。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案について討論に入りますが、ございますか。



[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決 10 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決 11 号の質疑に入りますが、質疑はございますか。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、3 ページ、使用料の中でですね、宿泊料・食堂売上・入浴、それらですね、やっぱり相当こう、どう言うんですか、減額になってございますので、そこら辺、去年と比べてですね、利用した人員含めて、どのような推移で言うんか、比較ですね、どうであったんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） それでは、お答をします。

で、昨年度との利用客を調べてみますと、笹ヶ丘荘の宿泊と交流館も含めてですけども、今年は合計で 5,904 人の利用がありまして、昨年度は 5,450 人です。プラス 454 になっただけですね。利用客は。で、減っているところを申し上げますと、食事の部門で一番大きいのがレストランの利用が 741 名の減となっております。後、入浴が 236 名の減というところで、後のところは、トントンか増えているところもあるということで、そういう状況でございまして、このマイナスは利用客の状況によって、こういう実績になったということでございます。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 食事、レストランがですね、741 名減ということでございますけれど、そこら辺についてどうなんでしょう。これ、やっぱり、ちょっと料理の質が落ちたんでしょうかね。そこら辺はどんなかったんか、そこら辺の分析いうのんは、ちょっと分かりますか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 料理の質でお客さんが増えたとか減ったとかという分析は非常に難しいところでございますので、今後、料理は同じ部分で来ていますので、他に原因があるとか、それと、予算上は、その見込みの部分との差とか、今、当初の予算の置き方とか、いうところの差がでてきたりもしますので、これから、その辺をよく研究して頑張っていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） 他に、ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決 11 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

続いて、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決 12 号の質疑に入りますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決 12 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、専決 13 号の質疑に入りますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 3 ページの財産売払収入、これは町長の説明されたとおり宅地売払

代金、さよひめ団地、それから広山、売れ残りを、その、これを元に販売の努力をどのようにされたんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） この実績は、2筆が処分できた実績で、後、全部で5筆、5枚残っておるんですけども、この間については、三日月の広山団地については、地元の区長さんと相談をしたりとか、やっぱり地元中心の方が販売しやすいというようなことで、そういう活動もしておりますし、当初は、のぼりの旗も立てて、この位置にありますよというようなこともやっておりました。で、一番当初は、売り出しの、これだけ、佐用町としては持っておりますよというような所は、私、その時には、居なかったものですから、詳しく聞いたところより答弁できないんですけども、そういう方法で佐用町の5筆の分、1つの冊子にして分かりやすくしておるとかいうところの手続きは、準備はしておったというように聞いております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういう、当初から、そういう努力をね、のぼり立てたり、その区長さんらも、そういう売るんについてはね、面積についての話し合いもされたと聞くんですけど、それが全然変わっていない。その努力をいかにされたかということ聞いておるんですけど、当初から変わってないと思うんですけども、本年度19年度に努力を、いかにその、今までやられてきたことやと思うんですけどね。更なる努力が。まあ、町長でもいいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、あの、大きな分譲地であればですね、新聞広告とかですね、チラシとか、いろいろと出すわけですけども、実際に残っている所が、こう分散して、それも区画数が少ないという中で、地元の何とか知り合いの中で購入をしていただけるような希望者がないだろうかということで、各担当課の方では、まああの、話はしてくれてきたと思っておりますけどもね、ただ、やはりここに来て宅地への需要がですね、かなり落ちてきたというような感じがいたします。それと、残っている所の、特に、三日月広山の分譲地についてはですね、価格的なものも、造成している土地が、元々の町営住宅があった所で、まあ、擁壁等隣地との擁壁等がですね、全てきちっとできてない。まあ、それは、それこそすることによって、土地価格が非常に上がりますのでね、現状のままで販売しようということで、道路等の整備を行った上でかかったんですけども、実際には、その辺が、購入者にとってですね、少し購入しにくいという面もあるのかなという点もあります。それから、上月に残っている所の宅地については、非常に面積が大きいんですけども、価格が高いということで、若い人には、なかなか無理だというような点もあります。それで、

それを2つに分割して売れないかとかですね、後は、最終的には、土地の価格が、今現状がまあ、ある程度見直しも図らなければならない時期が来るのかなという感じもします。ただ、まあ分譲地として以前に販売をいたしておりますのでね、やっぱり既に販売している人との、やっぱり関係の中で、そう簡単に、その土地価格を、販売価格をね、変えるというわけには、難しいんですけども、中々売れないという状況の中では、そういう、やはり、いろいろな検討をしていかないと、今のまま、そのままでね、広告等を出したりなんかしても、中々売れるものではないなというような感じを持って、20年度は、そういう取り組みをしてみたいと、検討してみたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

6番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

承認第13号、専決処分の承認を求めることについて、平成19年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算、専決13号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第19. 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例 専決第14号）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第19に入ります。

承認第14号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例、専決14号を議題といたします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました承認第14号、専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例について）提案のご説明を申し上げます。

平成20年4月30日に税制関連法案が再議決され、地方税法の一部を改正する法律が即日公布されたことに伴い、地方自治法第179条の規定により町税条例の一部改正条例を同日に専決処分したので報告し、承認を求めます。

この度の改正の主な事項につきましては、地方税法改正において、道路特定財源で特例措置の適用期限を 10 年延長する他、地方再生対策費が創設されます。地方再生対策費については、東京などに偏在している法人事業税 5 兆 2,000 億円の 2 分の 1 の 2 兆 6,000 億円を地方法人特別譲与税として地方に配分し、併せて、地方税偏在是正による財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方のもと、活性化施策などに必要な経費を地方交付税で交付されることになり、合併市町村には旧市町村単位で算定された額を合算することにより合併後のまちづくりの財源が確保されます。これにより、地方再生対策債の試算値では、佐用町分では約 2 億円と算定をされております。

次に、地方税法改正に伴う町税条例の改正内容について説明をいたします。

「ふるさと」に対して、貢献や応援したいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税における寄附金税制が拡充をされます。地方公共団体に対する寄附金税制を見直し、適用下限額 5,000 円を超える部分について、個人住民税の所得割額の概ね 1 割を限度として税額控除により全額控除となります。また、条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入においては、所得税の控除対象寄附金のうち地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象に追加されます。控除方式を所得控除から税額控除、県税 4 パーセント、町税 6 パーセントに改め、条例により指定された寄附金については、県が指定したものは県民税から、町が指定したものは町民税からそれぞれ控除されます。寄附金控除の上限額は総所得の 25 パーセントから 30 パーセントに引き上げ、適用下限額は 10 万円から 5,000 円に引き下げられます。この度の条例改正では寄附金の指定を行わず、「別に定める。」としており、寄附金の指定については今後の条例改正にゆだね、慎重に取り扱いをいたします。

次に、証券税制においては、上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率 3 パーセント、所得税と併せて 10 パーセントを、平成 20 年度末をもって廃止し、平成 21 年度以降 5 パーセント、所得税と併せて 20 パーセントとなります。円滑に新制度に移行するための特別措置として、平成 21、22 年の 2 年間は、500 万円以下の譲渡益及び 100 万円以下の配当については 3 パーセント、所得税と併せて 10 パーセントの税率が適用されます。また、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みが導入をされます。

次に、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が導入をされます。公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度が導入され、平成 21 年 10 月支給分から実施をされます。

次に、個人住民税の住宅ローン特別税額控除の申告手続きに係る規定が整備をされます。現行制度では、個人住民税の住宅ローン特別税額控除については、原則 3 月 15 日までに申告書を住所地の市町村又は税務署に提出した場合に限り、適用されることとされています。改正後は、申告期間経過後も、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、適用することができることとなります。

次に、固定資産税関係における住宅税制では、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置が創設され、住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額から 3 分の 1 を減額する措置が創設をされます。

次に、長期優良住宅、200 年住宅に係る特例措置が創設され、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により行政庁の認定を受けて新築された長期優良住宅について、新築から 5 年度分の税額が 2 分の 1 を減額される特例措置が創設をされます。

次に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用が延長され、新築住宅に係る固定資産税について、最初の 3 年度分、税額から 2 分の 1 を減額する措置の適用期限を 2 年延長をされます。

以上でありまして、ご承認いただきますようお願いを申し上げて提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 承認に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

これより承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例、専決 14 号の質疑に入ります。ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。まず、19 条の関係で、年金から住民税の天引きをされるというケースが、本町の場合、どのような状況になりますか。

それから、34 条の 7 で寄附金の税額控除のところですけど、その対象となる法人ですけど、別に定めるということですが、その件について、どの様な考えを持たれているか、それから、34 条の 8 で、株式譲渡所得割額の控除の問題ですけど、これまで、その 20 パーセントの税率を 2003 年から 10 パーセントに軽減されてきたということで、金持ち優遇という批判が強かったわけですけど、今回 500 万円以下の譲渡益、100 万円以下の配当について 10 パーセントという特例を適用するという点の説明をお願いしたいのと。

それから、損益通算について説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） ご質問いただきました事項につきまして、順次ご説明をさせていただきますと思います。

まず、公的年金の特別徴収についてでございますが、新旧対照表で見まして、4 ページ、失礼いたしました。新旧対照表で見まして、10 ページあるいは 11 ページ当たりの 47 条の 2 以降当たりで、この事につきましての、新たな税制改正が行われておるところでございます。お尋ねの点につきましては、公的年金の特別徴収につきまして、佐用町でどのように、今後見込んでおるかといったような点が、まず 1 点あとうかと思いますが、この点につきまして、平成、この 20 年度分のデータによりましての見込みということで、ご説明をさせていただきたいと思えます。

65 歳以上の公的年金の受給者数でございますが、本町の場合、約 7,000 名余り、概ね、約 7,000 名余りの公的年金受給者がございます。これまで、こういった方々につきまして、所得税では、既に、特別徴収が開始をされております。で、この度、地方団体等の要請を受けまして、こういった個人住民税につきまして、特別徴収を開始するという事になっておりました。国レベルで見ましたら、概ね 2 割程度が該当するであろうというふうになっております。本町で、現在試算しております状況で見まして、該当する方々と、見込まれる方が、約 1,700 名弱、まあ約 24 パーセント程の方々に公的年金の特別徴収、具体的には、来年度、10 月からのですね、スタートになるということで、準備を進めさせていただくというところがございます。今後、これらにつきまして、住民の皆様にも、こういった税制改正、町税条例の改正のお知らせをさせていただいたり、また、該当の方々にもですね、お知らせする機会を、個別通知を持たせていただく機会等持たせていただきながら、ご理解を得るように進めて参りたいと考えておるところでございます。

次に、寄附金税制の関係でですね、ふるさと納税の関係につきましては、マスコミ報道等にもよりまして、ご理解もあろうかと思いますが、あわせまして、議員ご指摘のように、個人住民税におきまして、税額控除等を拡充がされまして、所得税法で定めておる団体につきましては、都道府県または市町村の条例によりまして、指定する団体について税額控除の対象になるといったような仕組みができております。これにつきましては、この度の条例改正におきましては、別に定めるとさせていただきます。この度に定めるということについては、避けておるところでございます。これにつきましては、近隣市町または兵庫県等もですね、同様の対応を今回はいたしまして、今後の検討に委ねたいとしておるところでございます。現時点で、特にどうこうという考え方は、まだ、持っておりません。で、該当団体として見込まれるものとしたしましては、社会福祉法人、あるいはNPO団体等についてですね、寄附金制度ができておりますので、今後、そういった範囲の中でですね、検討が行われるべき、検討を行わしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、証券税制の関係についてでございますが、これにつきましては、ご指摘のありましたように、これまで軽減されておりましたものにつきまして、本則税率に戻す住民税、譲渡益につきましては、住民税5パーセント、所得税15パーセント、合計20パーセント。また、上場株式の配当につきましては、住民税5パーセント、所得税15パーセント、合計20パーセントといったような本則に戻されまして、ただし、2年間、21年、22年の2カ年については、経過措置を設けるということになっております。これらにつきましても、ご指摘のように、ただ、新たに、この譲渡益と配当間で、損益通算、これは、これまでそういう通算制度がなかったんですけれども、例えば、上場株式の譲渡益でマイナスが出ておった。上場株式の配当でプラスがあるといったような場合にですね、それを通算してですね、申告、所得申告ができるといったような制度になってまいるという見込みでございます。そういった点につきまして、今後、更に、今回、条例制定認められた上でですね、住民の皆様方にもお知らせをしてみたいというふうに、予定をいたしておるところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 最初の住民税の年金天引きの件ですけれども、これを導入するとなりますと、またシステムの変更とか事務上の負担がかなり掛かってくると思うんですけれども、その辺は、佐用町の場合は1,700人弱の年金、1,700人弱で、公的年金受給者の中で1,700人弱が該当して24パーセント程度であろうということで、そのシステムを取り入れていくということが、どういうメリットがあるのなかという疑問があるんですけれども、その辺どうでしょうか。

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 年金の、この公的年金の特別徴収につきましては、公的年金にかかる部分について公的年金から特別徴収する。その他の所得については、その他の所得ということで、分けてですね、徴収をしていくということになります。で、これにつきましては

は、メリットという点でございますが、やはり一般の給与所得者につきましても、現在、大多数の方々特別徴収という仕組みでですね、納付をしていただいております。そういった観点でですね、特別徴収できるシステムにつきましてもはですね、今後とも、ある意味では、拡充されていく部分もあろうかと思えますし、また、それに合わせまして、現在、国レベルでは、e-Tax電子申告制度がですね、今、推進されておりますけれども、地方税におきましても、私ども十分知識ないんですけれども、eLTAX、地方税でも電子化を進めていくといったような仕組みを現在国の方も非常に推進をいたしております、ここ1、2年の間にですね、こういった公的年金の特別徴収ほかですね、その他の確定申告、また町県民税の申告に際しまして、従来、非常に長年にわたりまして、非常に煩雑な事務を重ねてまいっておったのをですね、電子化を図ることによりまして、よりスムーズな税の課税の課税事務ができるようなシステムをですね、考えて行こうとしておりまして、佐用町におきましても、そういった方向に対処しながら、今後検討を進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） あの、ふるさと納税のことでね、5,000円は別途で、その1割を自分の出身地のふるさとへ納めることができると、これらの周知について、今後、どの様にされるんでしょう。例えば、皆さんや、私達の兄弟とか、子ども達が、町へ出てますね。それらが、この佐用にしますよということであれば、例えば、西宮なり神戸に出ておった場合に、その、いわゆる税金納める時に、そういう口頭だけで言ったら、その市から、こっちへ振り込むとか、そこら辺は、今後、どういうふうな感じで行くんですか。それとも、毎年、その個人が、佐用へ振り込まんとあかんのか、そこら辺については、ちょっと、私、詳しいこと、今回できるんで、分かんないやけども。

議長（西岡 正君） ええっと、60号の関係もありますが、まあ、ひとつ。はい。

税務課長（上谷正俊君） 議長も、今、お発言にありましたように、別途、今定例会でですね、提案をされております、ふるさと応援基金条例の制定についてといったような条例の関係もあるんですが、私、税制度の立場からですね、少し、今のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

ふるさと納税の仕組み、制度につきましては、マスコミ等でもね、ある程度、そのPRされてきておりますので、一定のご理解をいただきつつあろうかと思うんですが、これらにつきまして、この度の条例制定を踏まえまして、そういった税制度の仕組みが、こう変わったといったような内容の点につきましては、今後も、住民の方々にですね、広報等でもお知らせをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。あわせて、この取り組みにつきまして、町長の方から指示をいただきまして、これまで役場職員の中、選抜いたしまして、プロジェクトチームを編成をしてまいっております。そういった職員で、ここ相当回数検討を進めてまいっております、そういった中で、佐用町といたしまして、この度、条例制定に当たりまして、この佐用町としてのふるさと納税をどのように進めていくかという点について検討を進めてまいっております。それらにつきましては、



今も議長の方から発言ありましたように、議案第 61 号です、これは、提案はですね、担当課はまちづくり課の方から、提出していただくということになります、これまであわせてですね、プロジェクトチームで検討を進めて参った内容につきました成果踏まえましての条例提案ということで、ご理解いただきまして、その点について、今後のご審議をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。反対討論ですね。

20 番（吉井秀美君） はい、反対討論です。

議長（西岡 正君） はい。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

専決第 14 号、佐用町税条例の一部を改正する条例に反対の討論をします。4 月 30 日に成立した地方税法の改定は、1、個人住民税における寄附金税制の拡充。2、上場株式などの譲渡益と配当の損益通算の導入。上場株式等の譲渡益、配当に対する優遇税制の上限を定めて 2 年間延長。3、道路特定財源の暫定税率の延長。4、公益法人改革に伴う課税方法の変更。5、低燃費自動車に対する自動車取得税特例の延長。6、省エネ改築への固定資産税減額の措置の創設。200 年住宅を取得した場合の特例措置。新規住宅の固定資産税減額措置の延長。7、公的年金からの個人住民税の特別徴収導入。8、非課税など特別措置の整理合理化などです。

町民的には、個人住民税の所得割額と均等割額を 2009 年、2010 年度支給分から、ああ、違いました。すいません。2009 年 10 月支給分から年金から天引きすることになります。年金受給者の 24 パーセント程度の方が該当するようですが、本人の意向を踏まえないで年金から天引きすることに年金受給者の怒りが広まっています。また、配当割額、または株式譲渡所得割額の控除については、上場株式等の配当、譲渡益の税率 20 パーセントを 03 年から 10 パーセントに軽減されていますが、金持ち優遇の批判が高く、今回、08 年度でいったん廃止し、09 年、10 年度の 2 年間経過措置として、500 万円以下の譲渡益、100 万円以下の配当について 10 パーセントの特例を適用します。また、今回初めて、上場株式等譲渡損失と上場株式等の配当等の損益通算の仕組みを設けました。

金融所得に対する分離課税 20 パーセントは、所得税の累進課税に比べて税率が有利になるもので、今回の改定でも、損益通算の上限は設けられておらず、金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げることになります。

ふるさと納税導入など寄附金控除の見直しは歓迎できるものですが、問題点のある改定であるので、認めるわけにはいかないことを表明します。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより本案についての採決に入ります。

承認第 14 号、専決処分承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例、専決 14 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 賛成、多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

ここで休憩に入ります。再開を、あの時計で 3 時 20 分といたします。

午後 0 2 時 5 8 分 休憩

午後 0 3 時 2 4 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開をいたします。

---

#### 日程第 20. 議案第 55 号 兵庫県町土地開発公社定款の変更について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 20 に入ります。議案第 55 号、兵庫県町土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 55 号、兵庫県町土地開発公社定款の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの変更は、土地開発公社経理基準要綱が一部改正され、新しくキャッシュフロー計算書の作成が求められたことにより、定款第 16 条第 1 項第 4 号及び第 21 条第 2 項中に「キャッシュフロー計算書」を加える変更と、郵政民営化に伴う公有地の拡大に関する法律の一部が改正されたことによる、定款第 23 条第 2 号の「郵便貯金」を削る変更であります。

キャッシュフロー計算書とは、企業会計について報告する、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表の 1 つで、会計期間内における現金及び現金同等物の増減を「事業活動」、「投資活動」、「財務活動」ごとに区分して表す計算書で、本日お手元に配布しています平成 19 年度事業報告書及び計算書類の 12 ページに掲載がされております。

この表作成目的は、企業の現金創出能力と支払い能力を査定する情報や利益の質を評価する情報を提供することにあるとされております。

ご審議の上、ご承認いただきますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

質疑、えー失礼。

議案第 55 号、兵庫県町土地開発公社定款の変更についての質疑に入りますが、ございますか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今、言われました12ページの、このキャッシュフローのことなんですけども、この表を見ますと平成19年4月1日から20年3月31日となっているわけで、という事は、早くから、この決まっていたと思うんですが、なぜ今の、この提案になったのか、その理由をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[財政課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、財政課。

財政課長（長尾富夫君） ただ今のご質問ですけれども、ご指摘のとおり、このキャッシュフローの計算書の作成の変更は17年に改正はされております。

ただ、あの、県の町土地開発公社において、どういう理由で、この遅れたか分からないんですけども、今回の改正ということで届いております。実質的には、この公社の定款の変更の前にも、この経理基準の要綱が改正されてますので、18年度の、この本日記りましたような事業報告を見て見ますと、18年度にも、このキャッシュフローの計算書が添付されております。ですから、本来、もっと早く、昨年段階で、今度定款変更がされていなければならないところが、県の事務局の方の手落ちで、こう遅れたような形になっております。これは、本当に申し訳ないと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 手落ちっていうことを認められたわけですが、この関係ですけども、今の佐用町内で関係するところは、その土地開発公社との関係が、あの瑠璃寺の辺りということを知っているんですが、その状況と、今どういう状態にあるかということをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 現在、本町での、この町の土地開発公社の関係では、旧の南光の船越地域で土地を取得しております、その取得元金1,500万が未だ残っております。借り入れからは、今現在までは、借り入れの手続き、申し込みの契約の中で、利子相当分だけを現在払ってきております。この1,500万についても、この20年度で償還が終わる見込みであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 今、言われたように、本年度の予算で全部終わるといことなんですが、これはいつぐらいから買っていたものか。それから、また今後、これを利用して、土地などを取得する予定が、計画があるかどうか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい。

財政課長（長尾富夫君） これは平成 15 年だったと思うんです。ちょっと手元の資料がないんで申し訳ないんですけども、14 年でしたか、平成 14 年に借り入れて、この 20 年までの償還で終わります。それから、今現在、予定しているところの借り入れの予定はございません。未だ、また、そういう状況が出て来ますと、各議員の中にも相談させていただきながら、事務は進めていかなければならないと思えますけれども、今の予定では、この先、少しの間は、予定はございません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。ないようでしたら、これをもって質疑を終結、えっ、ありました。

[山本君 挙手]

議長（西岡 正君） 山本議員。

11 番（山本幹雄君） これ旧南光のんや、これ昆虫館の。ぱっと、それ見たら、それ、南光の、それ周辺ゾーンなわけ。ちよつこのへん、よう分からへん。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 船越の昆虫館の手前、大門という門があるんですけども、その周辺の土地の購入の時に、この土地開発公社の資金を借っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

[山本君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 借りとうのは、そこだけやね。他ないんやね。はい。

議長（西岡 正君） 他に、ありませんか。ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第 55 号、兵庫県町土地開発公社定款の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 21. 議案第 56 号 工事請負契約の締結について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 21 に入ります。

議案第 56 号、工事請負契約の締結について（佐用町異常通報等中央監視設備機能増設工事）を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 56 号、工事請負契約の締結についてにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

この工事契約は、佐用、南光、三日月の、それぞれの下水道処理場内に設置している監視装置及び個別監視しているマンホールポンプ場の監視を、合併によるスケールメリットを活用し、上月支所に設置の中央監視装置に統合し、機能増設を行うものであります。既設の処理場単位での監視装置の更新を図るより、更新の事業費及び維持管理費のコスト縮減及び機能の増設を図るために実施する、佐用町異常通報等中央監視設備機能増設工事でございます。

4 月 14 日に、公募型指名競争入札の告示をし、入札参加のあった、電気計装設備・専門業者にて、5 月 28 日に入札を行ない、契約金額 8,379 万円消費税込みで、神戸市中央区雲井通 7 丁目 1 番 1 号、株式会社日立製作所神戸支店支店長、平岡秀樹氏と契約を締結しようとするものであります。

なお、今回の入札は、県の指導を受け、必要とする事業費を縮小した内容で発注しておりマンホールポンプ場の通報装置、112 ヶ所の機能増設、三日月浄化センター等の既設盤機能増設工事、ウェブ監視装置等に係る費用を追加する必要があり、繰越明許費予算残及び 20 年度既決予算での対応を計画しており、変更契約内容が整った時点で、変更議決をいただいた上、完成させる必要があるシステム工事でございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 議案第 56 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題になっております、議案第 56 号につきましては、6 月 13 日の本会議で質疑、討論、表決を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 22. 議案第 57 号 物品購入契約の締結について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 22 に入ります。

議案第 57 号、物品購入契約の締結について（水槽付ポンプ自動車、水Ⅱ型・4wD）を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 57 号、物品購入契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

本議案は、平成 4 年度に配備した消防署の水槽付消防ポンプ自動車が 15 年を経過する中で、約 300 件の火災事案に出動するなど運用して来ましたが、エンジン、車体及び消防ポンプに老朽化による機能劣化及び性能低下が見られ、多額の修理費を必要とする状況のため、本年度更新整備するもので、新水槽付消防ポンプ自動車の概要は、ダブルキャブオーバー型、乗車定員 6 名の大型車 4 輪駆動方式で、エンジン排気量 6,500cc、毎分 2 トン以上の放水が可能な消防ポンプの搭載を計画しております。

平成 20 年 5 月 9 日佐用町消防本部で、指名業者 7 社にて指名競争入札を行いました結果、3,412 万 5,000 円消費税込みで、石川県金沢市浅野本町口 145 番地、長野ポンプ株式会社代表取締役社長、長野幸浩氏に落札決定し、契約を締結しようとするものでございます。

つきましては、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げます提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 議案第 57 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

議案第 57 号、物品購入契約の締結について（水槽付ポンプ自動車、水Ⅱ型・4wD）の質疑に入ります。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 入札行われたということで、開札結果表で見たら、予定価格が消費税込みで 4,993 万 8,000 円ということで、落札率で見ますと 68 パーセントですか、かなり低い価格で落札されとうわけですけど、それでちょっとお伺いしたいんですが、工事入札の場合は、設計単価でね、設計価格、それから予定価格という形が出るんですけども、

この消防ポンプ自動車の予定価格というのは、どういう算出をされているのか、そのあたりの説明願いたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、消防長答弁願います。

消防長（加藤隆久君） まずですね、設計金額の方、ご説明させていただきます。

消防ポンプ自動車の仕様書をまず作成いたしまして、その仕様書に基づきましてですね、積載品等の個々の見積単価をですね、事前にいただきます。それによりまして、予算に見合うですね、積載品等の検討をいたしまして、その合算金額が設計金額ということにさせていただきます。それによりまして、予定価格等につきましてはですね、町長の方で決めていただくという状況でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それでね、その積算品等の個々の単価という問題なんだけど、それは、何か、その国基準や何やら、公的な基準による単価なのか、いわゆるメーカー単価なのか、こういった単価になっておるんですか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） あの、国の単価はございませんので、メーカーの方でですね、お願いして単価をいただいておりますという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） この度、購入予定されている車両についてね、いわゆる、まあまあ大型ということなんで、恐らく現行と同じ大きさのクラスかどうか。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） あの、現行とほぼ同じ、水槽につきましても 2,000 リッターの、はい、あの、水槽付ポンプ自動車でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあ、現行ということになれば、いわゆる車が大きくなるとね、非常にこう、佐用郡狭い所あったりするんで、現行以上の大きなやつになると、いろいろこう支障問題が出るかなと思うように思ってたんですけども、ほな、あの、影響がない範囲の大きさという部分ですね。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） あの、松尾議員ご指摘のようにですね、そういう状況を踏まえまして今の署にある水槽付ポンプ自動車とほとんど同型の水槽付ポンプ自動車を購入するというところでございます。

議長（西岡 正君） はい、他に。ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本案について討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決に入ります。

議案第 57 号、物品購入契約の締結について（水槽付ポンプ自動車、水Ⅱ型・4wD）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 23. 議案第 58 号 物品購入契約の締結について

議長（西岡 正君） 日程第 23 に入ります。

議案第 58 号、物品購入契約の締結について（高規格救急車）、を議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 58 号、物品購入契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

本議案は、平成 9 年度に配備した消防署の高規格救急車が 11 年間で、延べ 3,600 件にも及ぶ救急事案に出場し、走行距離も 12 万 5,000 キロを超え、車体等の劣化も見られるため、施設整備計画に基づき更新をするものでございます。

ここ数年の救急医療体制は、救急需要の急激な増加により、病院側の受け入れ体制が追いつかない状態で、佐用町管内の病院も大変苦慮されており、救急医療の専門化、医師不足等を補うため、管内の病院では処置困難となった患者を当消防署の救急車を使って姫路市や赤穂市、更には、岡山市や津山市等への救命救急センター等の救急救命センターへの搬送行っております。



この様な状況の中、町として、今回の救急車の更新に合わせ現行の車両を予備車として存続させ、管内の救急医療体制をさらに強化し、住民の負託に応えるようにするものでございます。

平成20年5月22日佐用町消防本部で、指名業者2社にて指名競争入札を行いました結果、2,446万5,000円消費税込みで、神戸市須磨区大池町3丁目1番1号、兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所長、壬生康二に落札決定し、契約の締結をしようとするものでございます。

つきましては、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 議案第58号の提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

議案第58号、物品購入契約の締結について（高規格救急車）の質疑に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） 2点お伺いします。

先ほどの提案説明の中で、現在使われている平成9年に入っている物については、走行距離も長く車体の劣化も見られるけれども、予備車とするということだったので、それは、まあ、使えるということなんですけれど、その使える期限と言うたらあれですけど、どういうふうに考えておられるのかという点が1点。

それから、もう1点は、今回2社の入札なんですけれど、入札の予定価格のあり方とか、この点について、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） それでは、平岡議員のご質問にお答えいたします。

現在あります平成9年にですね、購入した救急車のですね、使用期限ということでございますけれども、一応まあ予備車としてですね、3台目の救急車として使用するわけでございますけれども、一応、使用期限はですね、別に定めておりませんが、中ですね、積んでおります機器等がですね、使用可能な期間はですね、使っていきたいというふうに考えております。それから、予定価格ですけども、これもですね、先ほどの鍋島議員のご質問の様にですね、積載品、装備等ですね、個々に出しております仕様書でですね、それによって業者の方からですね、個々の見積をいただいて、それによって、設計金額を決めておると。それから、予定価格をですね、町長に決めていただいておりますという状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 1 点目お尋ねした現在の車、車ですから車検とか、救急車ですから、機器も勿論なんですけれど、そこら辺の兼合いからするとどうなのかというを、今一度お願いしたいです。

それと、2 点目にお伺いした 2 社の関係は、担当者の方に、ちょっと事前にお伺いしたところによると全国的にメーカーとしては 2 社しかないんだということを伺ったんですけど、そういった実態はどうなっているのかということ、改めて伺いたいですけれど、限られた特殊なものであるだけに、入札予定価格と、それから、今回の落札金額との比率というか、割合からすると、95 パーセント以上になりますので、そういった点、業者の人が言う価格で、そのままという様な、入札とはいえ、そういう実態があるのかどうか、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） まず 1 点目のですね、使用期間のことだと思うんですけども、一応、車検はですね、これは継続して受けていきます。そして、中のですね、先ほどもご説明させていただきましたようにですね、機器等について、非常にまあ高額な機器等も積んでおります。その辺のところはですね、使用期限、使用期間ですね、使っていきたいというふうに思っております。

それから、2 点目のですね、業者の指名等がございますけども、現在は 2 社しかございません。トヨタ自動車と、それから日産自動車です。以前はですね、三菱自動車と、それからいすゞ自動車がございました。大体 4 社でですね、入札していたんですけども、いすゞ、それからトヨタがですね、ベースとしていた車がですね、トラックだったんですね。それで、非常に大きくなるいう様なことでですね、使用頻度が、使用言うんですか、中々、こうどう言うんですか、取入れがですね、難しくなった。また業者等もですね、あまりもうけにならないのかどうか分からないんですけど、撤退をしたと。いすゞさんと、それから三菱さんが。で、現在は、もうトヨタさんと日産しかないということで、2 社の指名入札ということで、させていただいております。それで、業者の言いなりの値段ということですけれども、決して、そういうことはございません。予定価格範囲内であればですね、落札ということになるんだと思います。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） あの、滅多に、そんなに頻繁に購入される物ではありませんけれど、そういうふうにメーカーが限定される状況の中では、やっぱり佐用町以外、周辺の各自治体の状況も、やっぱりこういう状況なのですか、ちょっと調査されていたらお願いします。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君）　　まず、業者は2社しかないので、こういう状況でございます。

それから、金額につきましてはですね、これは仕様書に基づいて行きますので、各本部ですね、いろいろと一定してないという状況でございますから、入札金額等の率についてもですね、そのどう言うんですか、一律とか、極端に安いとかいう様な状況はないかというふうに思っております。

議長（西岡 正君）　　はい、他に。平岡議員、続いてありますか。いいですか。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君）　　ないようですので、討論を終結いたします。

議案第58号、物品購入契約の締結について（高規格救急車）、原案のとおり可決することにより賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君）　　挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第24. 議案第59号 業務委託契約の締結について

議長（西岡 正君）　　議案第59号、業務委託契約の締結について（2メートル反射望遠鏡主鏡面製作業務）を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）　　それでは、ただ今、上程いただきました議案第59号、兵庫県立西はりま天文台公園2m反射望遠鏡主鏡面製作（再蒸着）の業務委託契約について、提案理由をご説明させていただきます。

平成16年11月に竣工いたしました我が国最大の口径2メートル望遠鏡は、多くの人々を神秘の宇宙にいざない、好評を博しております。しかしながら、鏡のメッキは時間とともに曇ってまいりまして、通常でもほぼ5年ごとに再メッキの必要があります。その上、竣工前の9月に台風の直撃を受けて、2メートルの鏡が雨を受け、その塩分の影響と思われる腐食が進んでおります。このまま放置すれば、ガラスそのものにも影響を与えることになり、早急にメッキのし直しが必要となっております。そこで、県当局に再メッキ費用の予算化をお願いし、20年度予算に計上されたものであります。なお、平成21年には世界天文年と位置づけられておりまして、2メートル望遠鏡を最良の状態にして入園者をお迎えしようというねらいもございます。

2メートル望遠鏡の主鏡の再メッキは、もとより国内では不可能な鏡の大きさであり、その特殊な器械の構造と、鏡の軽量化のために特別な技術を投入している関係で、2メートル望遠鏡を製作した、神戸市中央区浪花町59番地三菱電機株式会社兵庫支店支店長、

小山 正氏と契約金額 1 億 2,642 万円消費税込みで契約を締結しようとするものであります。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申しあげまして、提案説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 議案第 59 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

議案第 59 号、業務委託契約の締結について 2 メートル反射望遠鏡主鏡面製作業務の質疑に入ります。質疑ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 10 番、吉井です。これまで説明をいただいて、この様な大きな物のメッキが可能な業者は国内にないという点や、それから特殊な構造のために他社で扱うことが不可能だということを理解しているところですが、参考のために、日本国内にもたくさんの天文台がありまして、望遠鏡もたくさんあるわけですが、どの様なメンテナンスをしているのかなということも思ったりもしますので、その辺、ちょっと説明をいただけたらと思います。

議長（西岡 正君） はい、天文台園長。

天文台公園長（黒田武彦君） 望遠鏡は、ご承知かも知れませんが、大きくなればなるほどメンテナンスが非常に大変になってまいります。経費も掛かってまいります。われわれの所の年間の、いわゆる委託契約だけで、大体 1,300 万円ぐらい使っているんですけども、今回は、それに加えて鏡のメッキをし直さなければいけないという事態になりまして、一般的には、普通の公開天文台は年に 1 回メッキのし直しをしております。これは、議員連絡会でも少し申し上げたんですけども、普通は、鏡の表面に、ガラスの表面にメッキをする、蒸着メッキと言いまして蒸気を吹きかけてメッキをするだけなんですけれども、われわれの場合は、その上に保護コートというのをやっております、5 年間、6 年間と持たせる工夫をしているんですけども、それで、それだけの年数、時間もつんですけども、それなければ、大体 1 年に 1 回のメッキが必要になってまいります。

で、先ほど申されましたように、いかんせん 1 億円を超える非常に高価な経費を要しますので、できることならば、国内で行いたいというふうに常々思っておりましたけれども、現状では、それを引き受けてくれるメーカーがないということと、後技術的なものが存在しないということも含めまして、これから 5 年間の間にですね、できるだけ国内でできるような形を模索して行って 5 年後には、国内で何とか、われわれ自身がやることを含めて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

議案第 59 号、業務委託契約の締結について（2メートル反射望遠鏡主鏡面製作業務）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案は可決されました。

---

日程第 25. 日程第 26 ないし日程第 29 について

日程第 26. 議案第 60 号 佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

日程第 27. 議案第 61 号 佐用町ふるさと応援基金条例の制定について

日程第 28. 議案第 62 号 佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第 29. 議案第 63 号 佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 25 に入ります。日程 26 ないし日程 29 については一括議題といたします。

議案第 60 号、ああ、失礼、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について。

議案第 61 号、佐用町ふるさと応援基金条例の制定について。

議案第 62 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

議案第 63 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいたしました議案第 60 号から議案第 63 号まで一括議題とされましたので順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 60 号、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の制定は、平成 19 年法律第 46 号によって地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の自己啓発のための大学等の課程の履修や国際貢献活動に対する休職が認められるようになったことに伴うもので、本町の職員においても、その制度を適用させようとするものでございます。

この制度の趣旨は、1 つは、公務を取り巻く社会環境の変化により、行政課題が一層複雑・多様化するなか、職員が自発性・自主性によって、多様な分野・領域の知識を修め、経験を積むことが、職員の能力開発において重要であるとの観点にたつものであり、もう 1 つは、「政府開発援助大綱」において、物的金銭的な貢献だけではなく、人的な国際貢献を促進させ、ひいては行政組織の活性化と職員の公務感覚を一層醸成させようとするものといたしております。

本条例の内容は、「自己啓発や国際貢献の休業」の承認は、在職期間が2年以上の職員を対象に、「その期間」を無給として、3年を上限とするもので、これらの承認手続き等について規定するものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。

次に、議案第61号、佐用町ふるさと応援基金条例の制定についての、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が施行され「ふるさと納税制度」がスタートをいたしました。この制度は、「ふるさとを応援したい」という方の思いを自治体に寄附というカタチで伝えることができ、住所地での税額控除が受けられる制度であります。本町では、ふるさと佐用への熱い思いを持つ方や佐用ファンの皆様に、佐用町が頑張るようにと安心してご寄附いただけるよう「佐用町ふるさと応援基金条例」を制定しようとするものであります。また、多くの寄附をいただくことができれば、自主財源の確保ができ、佐用町の魅力をいっそう高める事業や施策が展開できるものと考えております。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げまして提案理由の説明といたします。

次に、議案第62号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第7条第1項に規定する同意基本計画において定められた佐用町における集積区域において、地方税法第6条第1項の規定に基づき条件を満たす施設に係る固定資産税の課税を免除することにより、企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化を図り、もって町勢の発展と町民生活の向上に資することを目的として制定するものでございます。

企業立地促進法の規定により、課税免除の対象税目は、固定資産税の土地、家屋、構築物、取得価格5億円以上が対象であります。「たつの市・上郡町・佐用町域の基本計画」により、固定資産税の課税免除の対象区域は佐用町全域。対象業種は製造業で法第14条に基づく承認企業立地計画に従って企業立地を行う事業者に限ります。

適用期間は、基本計画の同意の日、平成19年12月20日から5年以内、平成24年度末に取得した家屋若しくはこれらの敷地である土地であって当該家屋若しくは構築物の着工前1年以内に取得したものに限り、固定資産税の課税免除の期間は、初年度から3年間といたします。過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除を受けるものは、適用除外といたします。企業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関しては、減収額の75パーセントを基準財政収入額から控除することにより、普通交付税より減収補てん措置が講じられます。

ご承認いただきますようお願い申し上げます。ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。

次に、議案第63号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案のご説明を申し上げます。

今定例会に提出の企業立地に促進等を重点的に促進すべき地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定に伴い、2つの条例間において、一方の条例の適用を受ける場合に、もう一方の条例の適用除外とする必要が生じたこと及び、この2条例の文言の整合を図る必要が生じたことによるものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法の規定により、課税免除の対象地域は、旧佐用町、旧上月町、旧三日月町の区域。対象税目は、固定資産税の土地、家屋、償却資産で、取得価格2,700万円が対象であります。

この条例に係る固定資産税の課税免除に関しては、減収額の75パーセントを基準財政収入額から控除することにより、普通交付税より減収補てん措置が講じられます。

以上4件一括してご説明申し上げます。ご承認をいただきますように、お願いを申し

上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより議案第 60 号から議案第 63 号までは、総務常任委員会に付託を予定いたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いいたします。

議案第 60 号、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についての質疑に入ります。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございます。これで議案第 60 号、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についての質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 60 号、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号、佐用町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

議案第 61 号、佐用町ふるさと応援基金条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） これです、議案第 61 号、佐用町ふるさと応援基金条例の制定についての質疑を終結いたします。

ただ今、議題になっております、議案第 61 号、佐用町ふるさと応援基金条例の制定については、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号、佐用町ふるさと応援基金条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第 62 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） これです、議案第 62 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての質疑を終結いたします。

ただ今、議題になっております、議案第 62 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号、佐用町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第 63 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで議案第 63 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を終結いたします。

ただ今、議題になっております、議案第 62 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第 30. 議案第 64 号 佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 30 に入ります。

議案第 64 号、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 64 号、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をさせていただきます。

本条例は、在宅で生活される重度の障害者や障害児の介護者に対して、これまで県要綱に基づく手当額 1 万円と、町単独の上乗せ分 5,000 円とを合わせ月額 1 万 5,000 円を支給しておりましたが、この度の県の行財政改革により、本年 8 月支給分から、県の補助基準として「非課税世帯で、なお且つ障害者自立支援法に基づく福祉サービスを利用していない方」と限定されたことにより、これまでの受給者の大半が除外されてしまうこととなります。重度の障害者や障害児を、懸命に在宅で介護される家族の負担を少しでも和らげ、僅かではありますが経済的な援助を続けるために、本町では、これまでと同様に、「非課税



世帯で、福祉サービスや介護保険サービスを利用しておられない方」については、月額1万5,000円を、また県要綱では、補助対象外になる方についても、町の単独事業として、月額1万円を支給するため、本条例を改正しようとするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第64号、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託を予定いたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） これで議案第64号、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例についての質疑を終結いたします。

ただ今、議題になっております、議案第64号、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号、佐用町重度心身障害者（児）介護手当支給条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第31. 議案第65号 佐用町南光生きがいドーム条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第31に入ります。

議案第65号、佐用町南光生きがいドーム条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） ただ今、上程をいただきました議案第65号、佐用町南光生きがいドーム条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

既に、議会におきまして、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定について議決をいただいておりますが、この度の佐用町南光生きがいドームの管理を指定管理者制度に改正するにあたり、佐用町南光生きがいドーム条例の規定整備を行うものでございます。

今回の改正内容は、第1点目、管理の委託等の文言を地方自治法第224条の2第3項の規定により町長が指定する指定管理者に管理運営を行わせることができる文言規定、指定管理者が行う管理の基準規定、指定管理者が行う業務の範囲規定の整理。

第2点目は、使用料を利用料金に読み替えることができる規定の整理です。

第3点目は、この条例は、交付の日から施行することに伴い、経過処置として改正前の

佐用町南光生きがいドーム条例の規定により、使用の許可を受けたものは、改正後の佐用町南光生きがいドームの規定により使用の許可を受けたものとみなすことといたしております。

今後、今年9月に指定管理者を指定し、同じく8月に協定書を締結することといたしております。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、簡単ですが、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

議案第65号、佐用町南光生きがいドーム条例の一部を改正する条例についての質疑に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18番（平岡きぬゑ君） 南光生きがいドーム条例の改正ですけれど、9月に指定管理をしたいという上程をしたいということなんですけれど、その相手方というか、その考えておられることについて明らかにしていただきたいのと。

それから、直営で、なぜ指定管理にしていくのかという、その理由も、まあメリッ的なこととか、考えておられることについてよろしくお願ひしたいと思います。

それと、南光の生きがいドームの建設の計画は、その今現在の管理は支所の方になっておりますけれど、4月の南光支所建設に伴って、従来あそこのセンターひまわりで管理していたものが、健康課だったと思っておりますけれど、所管変わっております。そういう経過も含めて、この、こういう、まあ南光の生きがいドームの、この施設を指定管理にしていくということについて、今の提案の理由に加えて説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、説明願ひます。南光支所長。

南光支所長（春名 満君） 失礼します。先ほどの質問の中でですけれども、一番最初の9月にどこで指定管理を結ぶのかという質問でございますけれども、今現在、先ほどご指摘のございましたように、3月までは、19年度末までは健康課が、今のセンターひまわりに在籍しておりました。機構改革によりまして、そこが健康課が不在となりまして、一番直近の南光支所という所に管理をとという形になりました。そうした中で、町民の方々が、利用料の、ああ、すいません、使用料の申し込み並びに料金の受払い、それからドームの鍵の開閉等につきまして非常に不便になるということの中で、今現在は、社会福祉、佐用町社会福祉協議会の方にお願ひをして、先ほど言いました業務を行っていただいております。

そうした関係の中で、9月末を目途に佐用町社会福祉協議会と指定管理を結びたいというふうに考えております。

なぜっていうのは、先ほど言いましたので、そういう形で考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 社協の方に管理を委託したいということなんですけれども、その施設管理、従来、その町が、健康課が担当していたのが、職員が引き上げていく中でなんですけれど、そういった費用、健康課で町の方がみていた費用とか、そういう物については、指定管理をしようと思われている所に対しては手立てをしていく考えがあるのかどうか、そこら辺は、次の問題になるんですけれども、考え方として聞かせてもらいたいと思います。

議長（西岡 正君） 南光支所長。

南光支所長（春名 満君） 今の 19 年度末の決算状況といたしましては、使用料で約 70 万の歳入がございます。で、歳出の方は、浄化槽の管理委託料でありますとか、水道使用料電気代等を合わせまして、約 150 万の歳出となっております。この差額等につきましても、また財政課等よく協議をして今後決めていきたいというふうには思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 今、言われました、その使用料なんですけれども、現在、その 4 月から健康課が支所の方に移ったので、町民の方は不便だということを言われたんですけども、現在確認なんですけど、使用料は、社協の方に委託されて、まあ申し込みも含めてですけども、今、社協の方がやっているわけですか。

議長（西岡 正君） はい、南光支所長。

南光支所長（春名 満君） はい、あの、社協の方をお願いをいたしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 今、あのじゃあ、そういつて社協の方でできると、今現実にやっているわけですから、わざわざ指定管理にしなくても、今の状態でできるんじゃないでしょうか。そういった意味で、そういった意味と言うか、やはり、若あゆランドとか、そういった施設との関連もあって、やはり一体化となって、町民にも喜ばれるわけで、別々になって指定管理をすることによって、町民もまた不便になるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

南光支所長（春名 満君） 今、お願いしていますのは、指定管理をしていただけるようになる間、便宜上お願いをしているという状況であります。ですから、正式に委託契約とか、

そういう状況ではございませんので、お願いをしているという状況です。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） まあ、お願いをしているということですが、それを委託契約ということにして、契約をして社協と連携をしたらどうでしょうか。その辺は、どうですか。できませんか。

議長（西岡 正君） はい。

南光支所長（春名 満君） 委託契約でなしに、それをするのが、今度の指定管理というふう  
に、私の方は解釈しております。正式に契約結ぶという考え方をっております。

議長（西岡 正君） はい、他に。笹田議員よろしいか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） 他にありませんので、もしあれば。はい。

5 番（笹田鈴香君） あの、だから、あの、今それができてるわけですから、委託契約を  
してでも指定管理じゃない方がいいと思うんですけど、町としては委託管理をしなくて、  
その指定管理にした方がいいと言われるんですが、そのしたらいいという理由は、どうい  
う理由ですか。どう違いがありますか。

[財政課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 先ほど委託の話が出てますけれども、地方自治法の改正で、この委  
託ができなくなって、この指定管理の制度が取り組まれております。ですから、あの指定  
管理にしていくことが、今言われている、実際の委託の様な形になってくると思うんで、  
ただ、経費面については、できるだけ、その負担が掛からないような形での事は、こちら  
と、それから社協との間で協定を結びますので、その辺は、ご理解いただきたいと思  
います。

議長（西岡 正君） はい、これで質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 反対討論です。私は、議案第 65 号、佐用町南光生きがいドーム条

例の一部を改正する条例について反対の討論をいたします。

佐用町南光生きがいドームは、スポーツ公園施設などと合わせて町民の重要な交流拠点施設です。町民が自由に活用できていた施設を、指定管理者制度を導入することは、若あゆランドの施設の有機的一体的な活用を進めていく上で障害にもなり兼ねないものです。

ひまわり祭りなど町おこしの拠点となっている旧南光町のシンボリックな施設でもあり、町が責任を持つべき施設だと考えます。

以上で、反対の討論とします。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議案第 65 号、佐用町南光生きがいドーム条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 32. 日程第 33 ないし日程第 34 について

日程第 33. 議案第 66 号 佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

日程第 34. 議案第 67 号 ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 32 に入ります。日程 33 ないし日程 34 については一括議題といたします。

議案第 66 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例について。

議案第 67 号、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 66 号及び議案第 67 号につきまして提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 66 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてでございますが、企業立地の促進法等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が平成 19 年 6 月に施行され、播磨科学公園都市を構成するたつの市、上郡町、佐用町において、基本計画を作成し、12 月 20 日に国から同意を得ました。

この同意基本計画に基づき企業誘致をより一層推進しようと考えておりますが、現行の条例では、奨励措置を行うにも科学公園都市の区域でしか適用することができないため一定の条件のもと佐用町全域で企業立地した場合に奨励措置を適用できるよう条例の一部を改正するものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明といたします。

次に、議案第 67 号、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例に

つきまして、提案のご説明を申し上げます。

ひなくらリフレッシュビレッジ施設は、石井地域の豊かな自然を背景にした滞在交流ゾーンとして、ゆう・あい・いしい、海内若杉館、滝谷オートキャンプ場などを建設し、これを地域住民の運営によって地域振興を図ってきたわけではありますが、滝谷オートキャンプ場は、奥海地域の過疎高齢化が進み管理運営が困難と、奥海住民での管理運営が困難となってきたために、平成 17 年度から休止状態のままとなっております。これを、この施設を利活用するために、地元及び株式会社兵庫自然楽校と調整中ではありますが、滝谷オートキャンプ場を条例から削除し普通財産として利用したいので条例の一部を改正する必要が生じたための改正でございます。

以上 2 件一括してご説明を申し上げます。ご承認をいただきますように、お願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 66 号から議案第 67 号までは、産業建設常任委員会に付託を予定いたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いをいたします。

議案第 66 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） これで議案第 66 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 66 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号、佐用町企業立地促進条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案第 67 号、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） これで議案第 67 号、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例についての質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、議案第 67 号、ひなくらリフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号、ひなくらリフレッ

シュビレッジ施設条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 35. 日程第 36 ないし日程第 37 について

日程第 36. 議案第 68 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第 37. 議案第 69 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 35 に入ります。日程第 36 ないし日程第 37 については一括議題といたします。

議案第 68 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

議案第 69 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今上程をいただきました、議案第 68 号及び 69 号について一括議題とされましたので、提案のご説明を申し上げます。

まず議案第 68 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回の一部改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、本年 4 月 1 日に施行されたことに伴うもので、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額を、現行の 200 円から 217 円に引き上げるものでございます。

次に、議案第 69 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回の一部改正は、近年の非常勤消防団員活動形態の多様化を踏まえ、今後の新たな団員の任用に当たって、永年勤続して退職した非常勤消防団員の労苦に報いるために支給されるもの、という退職報償金の趣旨を踏まえ、消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛け金の対象者を合理的なものとし、共済制度の運用の一層の適正化を図るために改正をするものでございます。

以上 2 件一括してご説明申し上げます。ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案についても、本日即決といたします。

各議案ごとに質疑・討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第 68 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 改正第 5 条ですけれども、これで、今までが作業従事者等とあった

のが、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者と細かくに、その作業自体が決められたんですけれども、今まで、消防団員としてはね、その火事の時とか水防、台風の時なんか出動するの分かるんですけれども、救急業務とか応急処置のことを消防団員がすると、こういうことに関しては、団員なんか理解が得られているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 先ほども、町長の方が申し上げましたとおり、これについては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の改正によりまして、この単価の方は決まっております。

その、今、言われました職務につきましては、特に佐用町の部分についてはないんですけれども、いろんな対応の行政のところがありますので、この部分が加わっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 上位法令がね、変わったということは、それで、文言も、その改正されたんでしょうけれども、そしたら、佐用町としては、団員としては、実際には、こういう救急業務とか応急処置の業務はしないということなんですか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 任用の形態としましては、従来どおりの形ですので、何ら変わることはないと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、他に。ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

議案第 68 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただ今、高木照雄君より病院へ行くために早退届けが出されました。許可をいたしておりますことを、ご理解いただきたいと思います。

続いて、議案第 69 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。質疑ございますか。



[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 第2条にあります、これについても任用にあたって、従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されておりと、この言葉が、ちょっと、どこに通じるか、ちょっと分からないんですけど、それと、該当消防事務の量、それから困難性等、それから非常勤消防団の衡平とあるんですけども、その事務、該当消防事務の量とか危険性とか、こういうのは、どういうふうな基準を設けてあるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 現の佐用町消防団につきましては、この様な該当の任用がございません。

通常の消防団の業務としての任用です。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 質問はね、こういう退職報償金を使用する限りではないとあって、こういう人には、退職金を支給する、せんいうことですから、事務量は誰が判断するんか、実際にした事務量をね、それから、困難性、困難性をしていないということですから、そういう判断は、基準はどこかということを知っているんです。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） そういう特殊性のある任用の仕方の団については、これを適用することになるとは思いますけれども、現の佐用の消防団員については、こういう特異性の部分の任用はないと思っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） ないといっても、一般の、その消防業務であたっている中で、中での話しであって、そういう業務がないということでは、ないんですよ。実際。

質問の意味が分かりますかね。作業全部に、その、困難であるかどうか、誰が基準をやるんやということなんです。意味分かりますかね。そういう業務がないということじゃないんです。そういう業務をした上で、困難性がどこにあるか、それから消防事務の量、量の基準ですわ。今まででしたら、非常勤消防団員として、5年以上勤務した者というのは明確です。5年以上勤務したら退職金が出たんですけど、困難性に従事してないとか、それから、事務の量が少ないからと、その主観的な問題ですわ。基準が明確じゃないんですよ。その基準です。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

住民課長（木村佳都男君） ええっと、他の、その消防団について、当初から、その任用のあり方について、特異性を持った任用の仕方があると思うんです。そういう部分での文言だと思っております。

町長（庵途典章君） 佐用町では、（聴取不能）、佐用町の消防団員には。

住民課長（木村佳都男君） 佐用町の消防団については、こういう任用の仕方をしてませんので、その5年以上という部分については、従来どおりですけれども。

議長（西岡 正君） 納得しとらんようやけども、もう1回大丈夫ですか。

6番（金谷英志君） まあ、3回終わりましたんで終わりますが、いいですか。

議長（西岡 正君） いいですか。はい、他に。ああ、よろしいです。はい、どうぞどうぞ。

6番（金谷英志君） そういうことはないと言われてもね、仕事は、消防団員の仕事としてはするんですよ。した上で、こういう消防団員には、その支給しないという規定ですから、ないんですから、改めてね、これは上位法が改正されてすることじゃない、佐用町単独の、こういう条例改正の提案ですから、なかったら、何で、そういう提案されるんですかね。

議長（西岡 正君） はい。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 機能別の団員ということで、特にその限定された消防団として任用する場合に、この文言が適用されるものと思っております。

現の佐用町の消防団員については、一般的な消防団員ということで限定しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（西岡 正君） また、後で。はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 確認させてください。最初、皆、思ったのはね、従来は、5年以上消防団に勤務していたら、退職金対象者というふうに思っていたけども、いろいろ細かな規定を設けることによって、成績悪いとか結集しないとか、幽霊、幽霊団員というような言い方して悪いですけれども、そういう者は、いくら勤続は5年になっていたとしてもね、

対象から外すというような、そういった基準の条例改正かなというふうに思ったわけですね。課長の説明では、そういう特殊な任用というのは、本町にないんだから、何ら、この様な改正したところで、従来の5年以上勤続しておれば、退職金の対象だというふうにできるというように聞こえるんだけど、それは間違いありませんか。

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（木村佳都男君） ええっと、その機能別団員ということで謳ってありますので、現の佐用町の任用、消防団の任用については、通常の消防団員ということで、任用されておりますので、はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） だから、確認します。現行の退職金対象基準と何ら変わらないと。条例改正あってもね、いうふうに確認してよろしいですか。

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（木村佳都男君） 現在の状況でしたら変わりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。  
はい、ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入ります。ありますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。  
議案第 69 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 38. 日程第 39 ないし日程第 40 について

日程第 39. 議案第 70 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 40. 議案第 71 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 38 に入ります。日程第 39 号ないし日程第 40 号については一括議題といたします。

議案第 70 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 71 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 70 号及び 71 号の平成 20 年度一般会計並びに特別会計補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

議案第 70 号、平成 20 年度佐用町一般会計補正予算（第 1 号）でございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,145 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 123 億 8,383 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。

国庫支出金は、道路台帳整備業務等の合併推進体制整備費補助金として、3,060 万円を新規計上をいたしました。

県支出金では、新規事業である学校支援地域本部事業の委託金、88 万円を計上をいたしました。

寄附金につきましては、ふるさと応援基金条例の制定の中でもご説明をいたしました。ふるさと応援寄附金として 300 万円を計上をいたしております。

繰入金については、今回の補正財源として財政調整基金から 1,000 万円を繰り入れる追加計上をいたしました。

繰越金についても、補正財源として 897 万円を計上をいたしております。

諸収入では、消防団員退職報償金の追加と、新しく三日月小学校で夏休み期間中に実施する学童保育個人負担金収入として 800 万 9,000 円を計上をいたしました。

ちょっと、失礼します。ちょっと。

議長（西岡 正君） 暫く休憩します。ちょっと、そのまま休憩してください。

午後 0 4 時 4 0 分 休憩

午後 0 4 時 4 1 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、再開します。

町長（庵逄典章君） 失礼しました。

あの、学童保育につきましては、26 万 4,000 円であります。これは、消防団員の報償金合わせて 800 万 9,000 円ということでございます。

次に、歳出ですが、総務費では、ふるさと応援寄附金関係経費の追加と合併体制推進事業として実施予定の道路台帳整備統一や固定資産税課税資料の統一整備に要する経費 3,421 万 3,000 円を追加計上いたしました。

次に、民生費では、さよさよサービス運転手の賃金や新しく三日月小学校で実施する学童保育関係の経費など 1,388 万 6,000 円を追加計上をいたしました。

衛生費では、自治会要望の多いごみ収集所設置事業補助金を 60 万円追加計上をいたしております。

農林水産業費では、農地水環境保全関係の経費として 33 万 4,000 円を追加計上いたしました。

土木費では、河川清掃活動関係の経費として 80 万円を追加計上をいたしております。

消防費では、消防団員の退職報償 774 万 5,000 円を追加計上をいたしました。

教育費では、本年度から 3 カ年の継続事業として県下全市町が取り組む学校支援地域本部事業に要する経費 88 万 1,000 円を新規計上をいたしております。

最後に、諸支出金では、ふるさと応援基金の積立金として、300 万円を計上いたしております。

以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 71 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について、提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、総額を 4 億 1,289 万 3,000 円とするものでございます。

今回の補正予算は、過年度精算による支払基金への償還金が生じたためのもので、歳入では、繰入金において、一般会計より繰入金 100 万円を追加し、歳出では、諸支出金の内、償還金において支払基金に返還するため 100 万円を増額しようとするものであります。

以上、2 件一括してご説明を申し上げます。ご承認賜りますように、お願いを申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 議案第 70 号ないし議案第 71 号の提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 70 号ないし議案第 71 号につきましては、6 月 25 日の本会議を予定いたしておりますので、議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。そのように決めます。

---

#### 日程第 41. 議案第 72 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 41 に入ります。

議案第 72 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お手元に配布いたしておりますので、事務局長より朗読させます。議会事務局長。

議会事務局長（岡本一良君） 議案第 72 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、佐用町国民健康保険税条例、平成 17 年佐用町条例第 103 号の一部を別紙のとおり改正する。平成 20 年 6 月 10 日提出。佐用町長、庵逄典章。

理由、健康保険法等の一部を改正する法律、平成 18 年法律第 83 号等により、本条例を改正する必要が生じたため。以上です。

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読が終わりました。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程いただきました、議案第 72 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

町国民健康保険税条例の一部改正については、「健康保険法等の一部を改正する法律」及び、「地方税法等の一部を改正する法律」の改正により、後期高齢者医療制度の創設に伴う整備を行うものでございます。

国民健康保険税課税額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額の基準等を定めること及び課税限度額の変更、特定世帯に係る減額措置を定めること並びに附則部分の平成 18・19 年度の課税特例の削除となっております。

まず、第 2 条では、保険税の算定基準課税額の総額は、後期高齢者支援金等課税額を新たに追加して、医療費分としての基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額と定めています。また課税限度額につきましては、基礎課税額部分で 56 万円から 47 万円に改正し、新たな後期高齢者支援金等課税額は 12 万円と定めています。

第 3 条から第 5 条については、医療費分の基礎課税額の税率などですが、後期高齢者支援金等課税額との割り振りにより税率等を改正しております。

第 5 条の 2 では、世帯別平等割額について、定めておりますが、75 歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、単身となる世帯を、特定世帯と定め、その世帯については、半額となるものでございます。

第 6 条から第 7 条の 3 は、新たな後期高齢者支援金等課税額について、所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額について定めています。税率等については、医療費分の基礎課税額から振り分けた税率等を割り当てております。

第 23 条では、保険税の減額について、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額にそれぞれに係る、被保険者均等割額、世帯別平等割額の減額について、第 1 号では 7 割、第 2 号では 5 割、第 3 号では 2 割のそれぞれの額を定めてございます。

以上、国民健康保険条例の主な改正点でございますが、佐用町の国保会計は、今回の後期高齢者医療制度の創設により、国保加入世帯数及び被保険者数が大幅に減となっておりますし、一方医療費の伸びは今後とも続くことから、非常に苦しい状況は続く予測しておりますが、本年度は、新医療制度での初めての年度でもありますので、今後状況を見ながら判断することといたしまして、現行税率を据え置くことといたしております。ご承認をいただきますようお願いを申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

議案第 72 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託を予定いたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑を、お願いいたします。

質疑に入りますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 町長は、一応、現行税率、税率を維持して様子を見てということでもありますけども、まあ、これ、均等割りから資産割、所得割、税率自体もね、変わり、限度額も後期高齢者の合算では、57 万から合算で言えば 59 万ですか、引き上げられているとなるわけですけども、それで、この試算ね、国保運営協議会に出されると思いますけど

も、大体现行、1人平均、1世帯平均額が、現行いくらで、この改正によればね、世帯当たりどのくらいになるのか。税率は、そうかもしれないけれども、国保税世帯当たりの平均から見てね、この改正がどうなるのか、そのあたりの試算について説明願います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今回の改正によります世帯の関係ですけれども、4月、3月末と4月末とでは、国保世帯の世帯数が1,400世帯、それから人員にしまして、2,800人程減っております。そういう関係から、中々その1世帯当たりとか、1人当たりという部分での税額等の算出しにくい部分があるんですけれども、それと、現在、各所得の方が、住民税等の所得の方が決定され、試算をしているわけですけれども、今のところはっきりした数字的なものは手持ちの資料の中では持っておりません。今後また、委員会の中で提出させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に、ないようですから、質疑を終結したいと思えます。

ただ今、議題となっております、議案第72号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここであらかじめお諮りいたしますが、本日の会議を延長することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

---

日程第42. 請願第3号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

議長（西岡 正君） 続いて、日程第42に移ります。

請願についてであります。今期定例会に請願3件を受理いたしております。

請願第3号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件については、会議規則第87条の規定により委員会の付託を省略して直ちに審議に入りたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

請願第3号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。17番、山田弘治君。

〔17番 山田弘治君 登壇〕

17番（山田弘治君） それでは、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についての趣旨説明を行いたいと思います。

子ども達に豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要なことでもあります。政府は、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育を実施しておりますが、保護者や子ども達から大変有益であるとされている。しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税減の影響、厳しい財政状況などから自治体独自に少人数教育を一層推進することに限界があり、学校施設などを含めて教育条件の格差間、地域間格差も広がりつつある。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティーネットとして子ども達が受ける教育水準に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人当たりの児童生徒数にみられるように、OECD諸国に比べて脆弱と言われざるを得ない。教育予算は、未来への先行投資であり、子ども達がどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところでもあります。そのため、教育予算を国全体として、しっかり確保充実させる必要がある。こうした理由から、次の事項の実現について、政府行政庁に対して、地方自治法第99条の規定に基づき、国の機関へ意見書を提出する。

1. 第8次公立義務教育諸学校職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。

2. 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、以上につきまして、意見書の説明とさせていただきます。議員各位のご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 請願第3号に対する紹介議員の説明は終わりました。

これより請願第3号に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔吉井君「賛成討論」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 反対討論はありませんか。はい、ないようですので、できれば賛成討論もひかえていただけるとありがたいんですが。



これで、討論を終結。

[吉井君「(聴取不能)、あきませんか」と呼ぶ]

議長(西岡 正君) やってですか。吉井秀美君。

20 番(吉井秀美君) まあ、ないんですから、反対がないんですから、賛成させていただきます。

20 番、吉井です。請願第 3 号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件に賛成の討論をします。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子ども達が受ける教育水準に格差があってはならない。子ども達が、どこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは、憲法の保障するところで、そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保充実させる必要がある。という提案説明にありました、その姿勢から政府への意見書を提出を願う請願なので、採択するべきだと考えます。以上です。

議長(西岡 正君) これで、本案に対する討論を終結いたします。

請願第 3 号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件について、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって、本案は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### 日程第 43. 請願第 4 号 ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願

議長(西岡 正君) 日程第 43 に移ります。

請願第 4 号、ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。9 番、敏森正勝君。

[9 番 敏森正勝君 登壇]

9 番(敏森正勝君) ミニマムアクセス米輸入一時中止を求める請願についてであります。

私は、佐用町全域を見て 80 パーセント以上の農家と思いながら、現在の農業振興に不安を募らせる政府の考え方また地区農会を預かる者として、近年半額に近い米の減額となっているため、農家の高齢化と農村環境の悪化が、将来的に危ぶまれているところであり、本年度の米の生産調整も 48.6 パーセントと、2分の1に近い転作率であります。よって、農家の痛手は凄まじく、他の穀物は値上がりする中で、これと言った特産物もなく稲作を主体にした当地区は、大きな障害となっており、請願者より出てまいりました、意向を踏まえ別紙意見書案を読み、説明に変えさせていただきます。

なお、ミニマムアクセス米とは、簡単に言えば、国際貿易で年間契約をし、日本が外国から輸入する最低輸入量の米のことであります。

それでは、意見書案でございますが、現在、トウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物

を原料とする食品の値上がりや飼料穀物が思うように確保できない事態が生まれ、国民の食卓を震え上がらせています。食料価格高騰は、地球の気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長・人口増にともなう需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、ヘッジファンドなど大量の投資資金が穀物市場に流れ込んだことなど原因はさまざまです。このように原因が複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。更に今、東・東南アジア地域では、急速に米不足が広がっています。世界最大の米輸出国タイでは、国際米価の高騰で輸出が急増し、国内消費が不足必至の状態となり、輸出制限を検討していると伝えられています。既にインド、ベトナム、中国、カンボジアでは、米輸出の制限措置がとられています。そんな中、日本は、国民が食べることを望まないミニマムアクセス米を毎年 77 万トンも輸入し、今年度は飼料用に 70 万トン振り向ける計画といわれています。この量は、米不足に苦しむフィリピンが緊急に手当を必要とする米の量に匹敵するものであり、人道上も許されるものではありません。その上、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担することにならざるをえません。その一方で、国内では、生産過剰が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大強化されています。矛盾は明らかです。

政府は、輸入があたかも WTO 農業協定上の「義務」であるかのように言いますが、本来、輸入は義務ではなく輸入の機会を提供するというものにすぎません。国際的に米や穀物の供給がひっ迫し、価格が高騰するという食糧事情の急変のもとで、従来の枠組みにとられることのない対応が求められています。よって、政府におかれましては、ミニマムアクセス米輸入を一時停止し、制度の見直しを WTO 交渉の場で強力に働きかけることを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出する。ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西岡 正君） 請願第 4 号に対する紹介議員の説明は終わりました。

請願第 4 号、ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、これで、請願第 4 号、ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願の質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております、請願第 4 号、ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、請願第 4 号、ミニマムアクセス米輸入の一時中止を求める請願は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 44 に移ります。

請願第 5 号、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願を議題といたします。  
請願に対する紹介議員の説明を求めます。18 番、平岡きぬゑ君。

〔18 番 平岡きぬゑ君 登壇〕

18 番（平岡きぬゑ君） 請願第 5 号、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願の提案理由の説明を行います。

請願は、今年 4 月から実施された 75 歳以上の高齢者だけを区別した後期高齢者医療制度を中止し、廃止させるために国に意見書を提出して欲しいという内容です。

制度導入の理由を政府は、75 歳以上の人は、複数の病気にかかり治療が長引く。認知症の人が多く、いずれ死をむかえるという特性があるとしております。要するに、やがて死ぬ人に金をかけるのはもったいないというものです。保険料は、年収が月 1 万 5,000 円以上の人には、人は、4 月の年金から天引きされました。ただし介護保険料との合計が、年金収入を半分を超える場合は、自分で納めます。保険料は 2 年毎に見直されます。75 歳以上の人口が増えれば、自動的に値上げされていきます。また、医学の進歩などで 1 人当たり医療給付費が増えた分も保険料に上乘せされます。保険料は、収入 0 の人でも一定額を支払わなければなりません。1 年以上滞納し、特別な事情がないとみなされると保険証を取り上げられます。窓口負担が 10 割になり必要な医療が一層受けにくくなります。また、医療内容も差別されます。後期高齢者は、糖尿病や高血圧など、慢性疾患をいくつも持っている人が少なくありません。ところが、慢性疾患の内、主病は 1 つとして担当医を決める仕組みを導入しました。そこで行う費用は定額制で、月 6,000 円、これを超えると病院の持ち出しとなり、患者にとって必要な検査や治療でも制限されかねません。

政府は、制度の見直しを言い出しておりますが、高齢者を 75 歳で分けて、負担増や差別医療を押し付けるという根本的な問題は、何も変わりません。全国の 580 を超える地方議会で意見書が採択されております。また、全国の医師会では、兵庫県医師会をはじめ 30 を超える医師会が反対を表明しています。そして、6 月 6 日には、参議院で廃止法案が可決されました。国民的な怒りが急速に広がっている表れです。

お年寄りの命と健康をないがしろにする後期高齢者医療制度を廃止するため、佐用町議会として国に意見書の提出を求める請願に議員の賛同をお願いし提案理由の説明を終わります。

議長（西岡 正君） 請願第 5 号に対する紹介議員の説明は終わりました。

請願第 5 号、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願は、厚生常任委員会に付託しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで請願第 5 号、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願の質疑を終結いたします。

ただ今、議題になっております請願第 5 号、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願は、厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、請願第 5 号、後期高齢者制度を、失礼、後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願は、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。  
暫く休憩いたします。

午後 0 5 時 0 9 分 休憩

午後 0 5 時 1 0 分 再開

議長（西岡 正君） 再開します。

---

#### 日程第 45. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 45 に移ります。  
日程第 45 は、委員会付託についてでありますがお諮りします。  
お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（西岡 正君） 以上もちまして、ええ、失礼、なおですね、皆さん方にお諮りをしたいんですが、6 月 11 日の本会議については、9 時 30 分ということで、開会を案内をさせておいてありますが、議長が会議に諮って決定するとなっておりますので、そうしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしといたします。以上もちまして、本日の日程は終了いたしました。

なお、6 月 11 日の本会議は午前 9 時 30 分、開会といたし、一般質問を行いますので、ご承知いただきますようお知らせをいたします。

本日はこれにて、散会いたします。ご苦労さんでした。

午後 0 5 時 1 1 分 散会

---